

第8回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月5日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	8
○報告第19号及び報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○報告第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○報告第22号及び報告第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○会議時間の延長	27
○報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○報告第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○報告第26号及び報告第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○報告第28号及び報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○報告第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○報告第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決	40

○議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○発議第18号及び発議第19号の上程、説明、質疑、委員会付託	46
○請願・陳情について	50
○散会の宣告	50

第 2 号 (6月6日)

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	51
○出席議員	51
○欠席議員	51
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	51
○事務局職員出席者	51
○開議の宣告	53
○一般質問	53
畑 幸一君	53
小林政次君	67
吉田孝司君	80
○休会について	106
○散会の宣告	107

第 3 号 (6月9日)

○議事日程	109
○本日の会議に付した事件	109
○出席議員	109
○欠席議員	109
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	110
○事務局職員出席者	110
○開議の宣告	111
○議案第138号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
○総務文教常任委員長・産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告 に対する質疑、討論、採決	118

○総務文教常任委員長報告（発議第18号及び発議第19号）及び報告に対する質 疑、討論、採決	127
○決議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査申出について	131
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	131
○日程の追加	131
○意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○閉議の宣告	134
○町長挨拶	134
○閉会の宣告	135
○署名議員	137

鏡石町告示第26号

第8回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月30日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成29年6月5日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成29年第8回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年6月5日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 19号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 20号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 21号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 22号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 23号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 24号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 25号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第 26号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第 27号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第 28号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第15 報告第 29号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第16 報告第 30号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第 31号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第 32号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第19 議案第135号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第137号 鏡石町立鏡石中学校防球ネット設置工事請負契約の締結について
- 日程第22 発議第 18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出について
- 日程第23 発議第 19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出について
- 日程第24 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

欠席議員（1名）

10番 今泉文克君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	吉田賢司君	福祉こども 課長	関根邦夫君
健康環境課長	菊地勝弘君	産業課長	根本博君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	小貫正信君
教育課長	角田信洋君	会計管理者 兼室長	長谷川静男君
農業委員会 農事務局長	柳沼和吉君	教育委員会 職務代理者	常松洋子君
農業委員会 農会	菊地榮助君	選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君
監査委員	根本次男君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第8回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

- 4番（議会運営委員長 古川文雄君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

第8回鏡石町議会定例会会期予定。

平成29年6月5日月曜招集、日時、日、曜、会議内容の順でご報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

平年よりスタートの遅かった田植えもほぼ終了し、日増しに緑も深さを増してきた本日、第8回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

ことしは、5月とは言えないほど暑くなったり、両小学校の運動会が順延になるなど不安定な天候もありましたけれども、先日の田んぼアート田植え祭りは天候に恵まれ、約200名の参加者を得まして、無事終了いたしました。季節ごとに変わる風景を楽しみながら、実りの秋が無事に迎えられるよう願っているところであります。

さて、本定例会につきましては、専決処分した事件の承認についての報告9件、繰越計算書の報告5件、同意2件、契約締結議案1件、平成29年度補正予算2件の合わせて19件を提案するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条により、欠席の届け者は10番、今泉文克君の1名です。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番、小林政次君、9番、大河原正雄君、11番、木原秀男君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり、3カ月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成29年2月分、平成29年3月分、平成29年4月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、まず平成29年2月分につきましては、平成29年3月24日金曜日午前9時50分から午前11時40分まで。平成29年3月分につきましては、平成29年4月25日火曜日午前9時56分から午後2時30分まで。平成29年4月分につきましては、平成29年5月25日木曜日午前9時20分から正午及び午後1時から午後2時53分まで。

なお、当日は例月出納検査に合わせ、上水道事業会計の決算審査を実施しております。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、平成29年2月分の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名、平成29年3月分の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名、平成29年4月分の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか3名、以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成29年2月分、平成29年3月分、平成29年4月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。以上、報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

平成29年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成29年3月29日水曜午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、報告第1号 新公立岩瀬病院改革プランについて。

第4、議案第1号 公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例。

第5、議案第2号 公立岩瀬病院企業団育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第3号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第7、議案第4号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

第8 議案第5号 平成29年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。

なお、詳細につきましては、お手元の資料のほうをご参考いただきたいと思います。

議案については全て承認可決をされました。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日、ここに第8回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年3月に、町の行政施策の総合的、基本的な計画である第5次総合計画の後期基本計画を策定いたしました。本年度から平成33年度までの5カ年計画となる後期基本計画は、大震災から6年が経過し、復旧が完了したことから、基本構想の5つの柱を踏襲し、社会経済情勢の変化や町民ニーズに即応する新時代にふさわしい行財政運営と協働の町づくりを目指し、町民一人一人が幸せを実感でき、笑顔あふれる町づくりを進めてまいりますので、町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願いする次第であります。

また、本年度は、昭和37年8月1日の町制施行から55周年の記念の年であることから、各種の記念事業を行うとともに、10月12日には、鳥見山体育館において、多くの皆様をお迎えして記念式典を挙行することとしております。

2020東京オリンピックの野球、ソフトボール会場について、3月17日に開催されたI O C理事会において、福島県開催が承認されました。理事会では、主会場となる横浜スタジアムに加え、1試合ずつをあづま球場での開催を提案し、理事会でも全会一致で承認されました。

福島県では、3月21日に県庁において、県内開催決定の喜びを共有するイベントとして、

東京オリンピック野球・ソフトボール競技県内開催決定セレモニーが開催されました。セレモニーでは、内堀知事が、震災以降、たくさんの方からいろいろな応援をいただいたことに対する感謝を伝えるとともに、大会開催までの3年間で復興を前に進め、復興が進んだ福島の様を伝えていきたいと挨拶があり、出席した福島第一小学校の子供たちが、「ホームランを見てみたい」や、「金メダルをとってほしい」など、福島県開催への期待や応援メッセージが寄せられました。オリンピックを契機として、復興のさらなる加速化につなげられるよう願うものであります。

東日本大震災の発生後、東北地方の震災からの復旧・復興に取り組む復興大臣に、本県選出の吉野正芳衆議院議員が就任いたしました。平成24年度12月に就任した根本匠衆議院議員以来、本県選出では2人目となり、復興大臣としては7代目となります。みずからも津波で自宅に被害を受けた被災者であり、「政府の一員として内部から被災した被災地の声を届けていくのが私の役割」と就任の会見述べられ、被災地目線で復興相の職務に臨む考えを示されました。

吉野復興大臣は、就任後早速、被災地訪問として県庁で内堀知事と会談し、これからも福島県と一緒に復興に全力を尽くしていきたいと語り、政府と県民、被災地との信頼関係を構築する考えを示しました。

福島県の復興については、原発の廃炉、汚染水問題が一番の問題と認識され、一日も早い問題解決に向けた手腕を期待したいと思います。

アメリカのトランプ大統領は、4月29日で1月20日の就任から100日を迎えました。選挙期間中に、就任後100日間で達成する政策目標を公表していることから、メディアによる大統領の100日間における総括が進められました。報道では、大統領権限で進められる政策については、おおむね公約どおりに実行してきたと言いますが、議会の協力が必要となる政策については進展が見られず、やはり単独による政策の実施には限界があることが指摘されており、平均支持率が急落する中、政権のかじ取りに不安がささやかれています。

北朝鮮の非核化を迫る対応も、より緊張を高める結果を招いており、不安を抱くのは私たちだけではないと思います。国民に期待を抱かせる公約を振りまいてきた大統領ですが、急がず、現実を注視して、世界のリーダーとしての役割を担っていただきたいと思います。

おめでたいニュースが入りました。秋篠宮家の長女、眞子様が、大学の同級生だった小室圭さんと結婚されることが明らかになりました。婚約については、秋篠宮ご夫妻が了承し、天皇、皇后両陛下も報告を受けられており、おめでたい発表に内外から喜びの声が寄せられました。まだ、正式な発表ではありませんので、お2人の今後のおつき合いを静かに見守ってあげたいと思います。

また、5月18日には、平成28年度酒造全国新酒鑑評会で、本県の蔵元が出品した22銘柄

が金賞を獲得し、都道府県別金賞受賞数で5年連続7度目の日本一に輝きました。連続日本一は、蔵元や関係者の皆さんの努力の賜物であり、風評被害に苦しむ酒造関係者に大きな自信と希望を与えたところでもあります。鏡の雫を醸造していただいている天栄村の松崎酒店も金賞を受賞し、6年連続の受賞となりました。今後もおいしい鏡の雫を提供していただけるものと思っております。

先月24日に開催されました平成29年度福島県町村会定期総会において、私が会長に選出されました。今後2年間、県町村会会長として、福島県の復興、再生に向けた活動や、町村に置かれた課題解決に向け、県、市長会、そして議会の皆様方と協力していかねばならないと、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

今後、県内町村長の皆様の意見を聞きながら、しっかりと務めてまいりたいと思っておりますので、さらなるご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

また、先週2日に開催された平成29年度福島県町村議会議長会総会では、本町議会が優良町村議会として表彰されました。この表彰は、昭和村議会、双葉町議会とともに表彰されたもので、本町議会における議会運営や議会活動が高く評価されたものであり、今後ますます議員の皆様のご活躍と町議会の発展をお祈り申し上げます。

3月定例会議会以降の町における主な出来事について申し上げます。

4月13日には、町と地域との太いパイプ役として重要な役割を担っていただいております行政区長さん、新任2名を含め13名の方々に委嘱状を交付いたしました。

また、社会福祉協議会協力推進員もあわせて委嘱され、区長協議会役員の新体制も選出されました。

次に、町の木、しだれ桜の推進として、4月15日に第4回目となる“牧場の朝のまち”桜ウォークを、JR東日本とタイアップにより実施したところであります。

当日は天候にも恵まれ、鏡石駅西口をスタートし、役場前から笠地蔵、グリーンロードを通過して鳥見山公園から岩瀬牧場までの全長6.5キロコースを、町内外から106名の参加者でコース沿道の桜を楽しみながら交流を深めることができました。

第28回高齢者ふれあいスポーツ祭が、5月24日に鳥見山陸上競技場で開催され、町内行政区の老人クラブ11チーム、273名の皆様が参加しました。好天のもとでのスポーツ祭では、地域の皆さんと力を合わせて元気いっぱい競技されていることに、大変心強く感じたところであります。

今月17、18日には、平成14年度以来2回目となる全国市町村あやめサミットが開催されます。当日は、加盟自治体9市町を迎え、第14回あやめ祭りを視察いただくほか、災害協定の運用状況についてをテーマとして関係首長会議を開催し、交流会では、加盟している自治体との情報交換を通じた交流を深める予定としております。本町におきましては、昨年からの

あやめ園などの整備を行い、全国から集まる加盟自治体の歓迎準備を進めております。

また、本年のあやめ祭りについては、18日にあやめフライト熱気球体験教室を企画し、あやめのシーズンとして鳥見山公園のライトアップなどを行い、町花あやめを内外にアピールしてまいります。

次に、本年度の主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原子力災害対策事業につきましては、除染実施計画に基づく一般住宅等及び道路側溝の除染事業は昨年度末で全て完了し、現在は、仮置き場の適切な管理と、国による中間貯蔵施設への搬出業務の準備を進めているところであります。

また、原発事故による放射能汚染に伴う自家消費野菜等については、放射能簡易測定センターにおいて引き続き調査を行い、町民の安全・安心な日常の食生活の確保に努めております。

なお、今年度も公立岩瀬病院が購入した移動式ホールボディーカウンター車両を利用して、放射能内部被曝検査を実施しております。5月23日から町保健センターで始まり、その後に各幼稚園、保育所において6月16日までの日程で検査を予定しております。

原発事故に伴い自粛していた道路等側溝に堆積していた土砂の撤去、処理支援事業につきましては、本年度、鏡石1区、2区、3区を計画しており、8月発注に向け、準備を進めております。

鏡石中学校の防球ネット設置工事につきましては、5月19日に指名競争入札を執行し、業者が決定いたしましたので、本定例会に契約締結に関する議案を提出いたしますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、進化する鏡石実行プロジェクト事業、駅に降りてみたくなる事業として、6年目となる田んぼアート事業については、町制施行55周年記念事業として、昨年より約18アール面積を拡大し、イラストレーターの湖川友謙氏デザインの一寸法師をテーマに、岩瀬農業高校や関係者のご協力のもと準備が整い、先月28日に田植え祭りを開催し、約200名の参加者を得て、田植えを実施したところであります。

当日は、天候にも恵まれ、JR東日本須賀川駅の協力のもと、駅長おすすめ小さな旅も同時開催され、東京を初め、県外からも多くの皆さんに参加いただきました。

また、ベジフルキャンパス事業としてチームふくしまの皆さんや福島大学の学生の参加もいただき、首都圏など県外にも広くPRできてきたと感じております。

今後は、一般観覧、稲刈り体験イベント、さらには昨年から実施しているきらきらアートなどを通じて、町内外に積極的にPRを続け、地域振興につなげてまいりたいと思います。

通りを歩いてみたくなる事業として取り組んでいる花いっぱい運動につきましては、6月11日の日曜日に一斉定植を予定しておりますので、町民の皆さんのご協力をこたしも引き続き

きお願いしたいと思います。

次に、町制施行55周年記念事業についてですが、オリジナルナンバープレート作成事業につきましては、町のイメージキャラクターである牧場のあーさー♪、町の花あやめ、そして町の木しだれ桜をモチーフとしたものを企画しており、町制施行の日である8月1日から交付したいと考えております。

また、55周年記念文化講演会につきましては、11月2日木曜日、俳優であり、ボランティア活動でもご活躍の杉良太郎氏を講師に迎え、須賀川市文化センターで開催することが実行委員会で決定しました。多くの皆様をお迎えして開催できるよう万全を尽くしてまいりたいと思います。

次に、第5次総合計画で定める5つの行政分野別目標の進捗について申し上げます。

1つ目の、「町民と力を合わせて新しい鏡石をつくります」として、昨年1月から本格的に運用開始されたマイナンバー制度につきましては、現在も、順次交付事務を進めているところであります。町には4月20日現在、1,075人分のカードが届けられており、899名の方へ交付いたしました。このカード交付については、本人確認を厳格に行い、暗証番号の徹底などの手続が必要であることから、多少時間を要することをご理解いただくとともに、既に申請いただいた皆さんには、交付する日まである程度の期間を要することを、あらかじめご理解願います。

また、本年度につきましては、いまだ国から正式通知はありませんが、本年度、一部システム改修が行われるとの情報もあり、周辺自治体との情報交換に努めております。

住民税特別徴収一斉指定事業につきましては、昨年度、県内一斉に実施したものであり、本年度の一斉指定では、前年比21増の1,880事業所に対して特別徴収税額の決定通知を送付いたしました。この一斉指定により、納税者は6月の給料から毎月住民税が天引きされることとなります。納税の利便が図られることとなりますので、収納率がさらに向上するものと期待しております。

収納率向上対策事業につきましては、昨年、収納グループを設置し、滞納処分関係業務を強化したところであり、収納率は4月末現在、対前年比で1.26%増となっております。住民のサービスの提供の責務を果たすため、安定的な歳入の確保は極めて重要であり、さらには、納税者間の公平性を確保するため、収納の強化に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の、「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、本年度新規事業の指導主事設置事業につきましては、4月1日から学校教育の充実を図るため、割愛指導主事を配置し、各学校の教育課程、学習指導、学校教育に関する専門的な事柄について、教職員への指導、助言等を行っているところであります。

4年目となるスクールソーシャルワーカー設置事業につきましては、鏡石中学校を活動の

拠点として、生徒と保護者、さらに先生方を対象に相談活動に当たっており、指導主事、学校教育相談員とともに、きめ細かな相談に当たっているところであります。

語学指導等外国青年招致事業については、平成28年8月に着任しましたジュリアン先生が7月に帰国することから、新任の招致事務を進めており、ニュージーランド出身の女性を予定しております。

また、土曜授業は小学校で年4回、中学校で年2回実施する予定であります。この土曜授業は、子供たちに土曜日等における充実した学習機会の提供、教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、きめ細かな個に応じた学習へのかかわりや、積極的な生徒指導が行えるようにし、開かれた学校づくりの推進を目的に行うものであります。

具体的には、授業参観や行事、総合学習等に充てることとして、各学校において今年度の教育課程の中で計画しておりますので、狙いどおりの効果が図られることを期待しております。

生涯学習機会の拡大とスポーツ振興につきましては、町体育協会の総会が3月末に、生涯学習文化協会の総会が4月27日に開催され、今年度の事業がスタートいたしました。その手始めとして、今月4日には県民スポーツ岩瀬郡大会、3日と4日には初夏の文化祭のメインであります展示部門が開催されました。このほか、外郭団体であります町婦人会を初め、NPO法人かがみいしスポーツクラブ、花いっぱい運動実行委員会などの総会も終了しておりますので、これから本格的な事業が展開されるものと期待をしているところであります。

次に、町民の健康づくりにつきましては、がん検診や総合検診及び人間ドックなどの各種健診事業実施へ向けた事務を進めているところであり、5月30日には集団検診として、女性検診の集団検診を行ったところです。母子保健事業につきましても、定期的な乳幼児・妊婦健康診査を行い、疾病、異常の早期発見及び早期治療、養育につなぐことで、健全な発達発育を支援しております。

また、本年度からの新規事業として実施する産後ケア事業は、心身ともに不安定になりやすい期間において必要な支援を受けることにより、安心して子供を産み育てる環境整備を図ることを目的に実施してまいります。

なお、4月1日には、待望の公立岩瀬病院、産科病棟がオープンし、この地域で安心して子供を産み育てられる環境が整ったところであります。

高齢者栄養改善プログラム、ハッピーイートプログラム事業については、管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室、さらには幼稚園、保育所での食育教育にも取り組んでまいります。

3つ目の、「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」における高齢者福祉の充実として、在宅高齢者福祉事業では、在宅福祉事業や生きがいつくり事業を計画的に実施す

るとともに、介護保険制度の適正な運用については、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

また、本年度は計画見直しの年度に当たるため、第8期高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画、平成30年度から平成32年度までを策定してまいります。

児童福祉の充実として、本年度から町社会福祉協議会に保育及び管理の一部を業務委託しました町立保育所の運営は、順調にスタートしており、保育サービスの質の向上と安定運営を図りながら、社会福祉協議会による完全民営化に向けて準備を進めてまいります。

また、第一小学校の放課後児童クラブ利用者の増加に伴って、4年生から6年生の児童を対象として、学校体育館ミーティングルームを4月から新たに活用しておりますが、こちらも順調にスタートしております。

障がい者福祉の充実においては、障がい者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実にも努めるとともに、障がい者施策を近年の情勢を勘案して推進するため、鏡石町障がい者計画、平成30年度から平成35年度及び第5期障がい者福祉計画、平成30年度から平成32年度までを策定してまいります。

国民健康保険事業における保険税の課税につきましては、一昨年から資産割を廃止し、所得割のほか平等割と均等割の3方式としたところであります。本年度の国保税の算定につきましては、前年分の確定申告による所得額と給付額が確定したことに伴い、新たに税額を試算いたしました。税額を据え置きすることとして、先月29日の国保運営協議会において原案のとおり答申をいただいたところであります。

また、後期高齢者医療保険税と国民健康保険税に係る青色申告者世帯の軽減判定につきまして、一部委託会社で採用する計算システムに誤りが見つかり、調査の結果、後期高齢者分につきましては、税額の増減がそれぞれ2件あり、個別に対応したところであります。

なお、国民健康保険税につきましては、被保険者数も多いことから、現在も鋭意調査を進めております。今後、計算システム開発会社のプログラミングソフトの誤りとはいえ、町民の皆様にはご迷惑をおかけしますこととおわび申し上げますとともに、再発防止に努める所存であります。

4つ目の、「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての地域水田農業推進事業については、経営所得安定対策の営農計画書の受け付けを3月から4月にかけて実施したところ、173名から営農計画書の提出がありました。その対象となる水田面積は約588ヘクタールで、全水田面積の約56%が経営所得安定対策の対象となっております。

平成28年度繰越事業として実施している鏡石まちの駅設置事業については、駅を中心とし

たコンパクトな町づくりの実現に向け、駅前周辺と地域コミュニティーの拠点として実施設計を進めております。現在、運営準備会を組織し、平成30年度の開設を目指して、基本方針の策定と今後の管理運営方針等を協議しているところであります。

また、鏡石まちの駅の設置目的である町内外の観光情報の集約と発信として、今定例会に鏡石まちの駅情報発信事業の補正予算を計上しているところであります。

5つ目の、「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくりま

す」として、社会資本整備総合交付金事業については、今年度計画されている鏡田499号線道路舗装工事、笠石476号線歩道新設測量業務及び道路ストック総点検事業の堀米線舗装補修工事は、既に発注を完了いたしました。

また、橋梁点検における東北自動車道に係る跨線橋はネクスコ郡山管理事務所に、その他の橋梁及び道路附属施設の点検業務については、ふくしま支援機構に発注を済ませたところ

です。

公園施設長寿命化対策事業につきましては、町民プールろ過機、温水ヒーター設備の更新を計画してまいりましたが、空気調和機にもふぐあいが見つかり、更新が必要となったことから、今定例会に補正予算を計上させていただきました。当初計画と同時に施工することが経済的で、プール運営上も効率的でありますので、ご審議の上議決賜りますようお願いいたします。

次に、水環境の基盤である水道事業は、平成28年度末における給水人口は1万1,940人で、給水普及率は94.5%となりました。平成22年度から開始している第5次上水道拡張事業は、平成28年度末事業費ベースで24.3%の進捗となっており、鏡石浄水場建設工事実施設計委業務は年内完成に向け、関係機関と協議をしながら進めております。建設改良繰り越しとなっている成田浄水場機械電気設備更新工事は、今月中に完了する予定です。

また、駅東第一土地地区画整理事業の東町地内配水管布設工事については、5月中に完了いたしました。そのほか、今年度の拡張事業計画につきましては、工事に先立つ設計委託業務等について発注準備を行っているところであります。

次に、下水道整備の平成28年度末における汚水処理人口の普及率は92.2%まで達し、水洗化率は90.4%となりました。繰越事業となっている駅東第一土地地区画整理事業地内の管渠築造工事については、現在、工事に先立つ設計委託業務等の準備を進めております。

農業集落排水施設更新の平準化を図る農産漁村地域整備交付金事業については、本年度から成田浄化センター等の調査を開始するため、発注に向けて関係機関等との協議を進めているところであります。調査結果に基づき、次年度以降、施設の更新、改修を進めることとなります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第19号及び報告第20号の専決処分した事件の承認につきましては、税条例並びに国税条例の一部改正で、報告第21号から報告第27号までの専決処分した事件の承認につきましては、一般会計及び特別会計6件の年度末事業確定に伴う補正予算であります。

報告第28号から報告第32号までは、継続費、繰越明許費の報告であります。

議案第135号 教育委員会の任命につき同意を求めることについては、3月亡くなられました塩田委員の後任として力丸次雄氏の任命について同意を求めるもの、議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、農業委員の任期満了につき、新しい農業委員制度としての委員9名の任命について同意を求めるものであります。

議案第137号 鏡石町立鏡石中学校防球ネット設置工事請負契約の締結については、請負業者が決定いたしましたので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第138号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきましては、主な歳入として公園施設長寿命化対策事業に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴う予算の減額、町民プール空気調和機改修に係る単独事業債3,500万円、福島県地域創生総合支援事業補助金977万4,000円、主な歳出としては、町民プール空気調和機改修工事4,000万円、社会保障・税番号制度システム整備事業516万6,000円、鏡石まちの駅情報発信事業1,303万3,000円、小学生を対象とした元気キッズサポーター派遣業務委託事業198万5,000円などの増額補正予算であります。

次に、議案第139号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国保税率及び前年の所得の確定に伴う財源内訳の組み替えに伴う補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、承認、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◎報告第19号及び報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第19号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認について及び日程第6、報告第20号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） おはようございます。

ただいま一括上程されました報告第19号並びに報告第20号の専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

まず初めに、報告第19号の専決処分した事件の承認につきましてご説明申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布、施行されたことに伴う一部改正であり、専決第11号として地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの主な改正につきましては、1 点目に、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備、2 点目といたしまして、特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、町長が課税方式を決定できることの明確化、3 点目といたしまして、震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例の規定、4 点目といたしまして、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額などを受けようとする者がすべき申告、5 点目といたしまして、軽自動車税のグリーン化特例についての適用期限の延長などであります。

次ページをお願いいたします。

改正条文につきましては、本ページから12ページまで記載のとおりであります。鏡石町税条例の一部を改正する条例、本県は、現行の町税条例の一部を改正するものであり、まず第32条につきましては、法律改正に合わせて改正するもので、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備であり、控除対象配偶者を同一生計配偶者とする改正であります。

次に、第33条第4項につきましては、特別配当等に係る所得申告に関して規定したものであり、このたびの法改正により、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したことに伴う所要規定の改正及び追加であります。

次に、第33条第6項につきましては、特別配当等に係る所得申告と同じく、不特定株式等譲渡所得申告に関して規定したものであり、このたびの改正により、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したことに伴う所要規定の改正及び追加であります。

次ページをお願いいたします。

第34条の9につきましては、第33条の改正に伴う所要の規定の整備であります。

次に、第48条第1項につきましては、法人の町民税に係る延滞金の計算の期間に係る規定であり、法改正に合わせ字句の改正をするものであります。

次に、第50条につきましては、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続に関する規定であり、法改正に合わせ、納付すべき税額を増額する場合、修正申告ではなく、納付すべき税額を増額させる更正とするなどの字句の改正をするものであります。

次に、第61条第8項につきましては、震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定であり、法規定の新設及び法律改正に合わせ、震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例等について、規定及び改正をするものであります。

次に、61条の2につきましては、法第349条の3第28項に規定される固定資産税に関するわがまち特例の割合を定める規定を新設するものであります。

次ページをお願いいたします。

第63条の2につきましては、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について、法律改正に合わせて改正するものであります。

次に、63条の3につきましては、法律改正に合わせて、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の供用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備するものであります。

次に、第74条の2につきましては、被災住宅用地の申告について法律改正に合わせて被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、特例を適用する常設規定を整備するものであります。

次に、附則第5条第1項につきましては、法律改正に合わせて控除対象配偶者の定義変更に伴う規定を整備するものであります。

次に、附則第8条第1項につきましては、法律改正に合わせて肉用牛売却による事業所得に係る課税の特例についての適用期限を3年間延長する改正をするものであります。

次に、附則第10条につきましては、固定資産税の課税標準の特例措置の読みかえ規定であり、今回の法律改正に伴い、条文、字句の改正を行うものであります。

次ページをお願いいたします。

附則第10条の3、附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法規定の新設及び改正を行うもので、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について、規定するものであります。

次ページをお願いいたします。

附則第13条の4であります。

附則第13条の4につきましては、住宅用地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の減額について、法律改正に合わせて条文、字句の改正を行うものであります。

附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例について規定したもので、グリーン化特例の適用期限を2年間延長する字句の改正であります。

次ページをお願いいたします。

附則第16条の2であります。

附則第16条の2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定したもので、法規定の新設に合わせて新設するものであります。

次に、附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について規定したもので、特例配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事項を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものであります。

次ページをお願いいたします。

附則第17条の2であります。

附則第17条の2につきましては、優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定したもので、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

次に、附則第20条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について規定したもので、外国人居住者等所得相互免除法の改正に合わせて、特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものであります。

次に、附則第20条の3第4項につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について規定したもので、今回、租税条約等実施特例法の改正に合わせて、条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものであります。

同じく、第6項につきましては、第4項の改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

次ページをお願いいたします。

附則であります。

附則につきましては、第1条では施行期日を、第2条から第4条の規定につきましては町民税、固定資産税及び10ページ、次ページの軽自動車税に関する経過措置について規定したものであります。

11ページをお願いいたします。

町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

第5条。

第5条につきましては、平成26年3月31日に公布いたしました町税条例等の一部を改正する条例、平成26年鏡石町条例第13号の附則第6条について、附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

次ページをお願いいたします。

第6条であります。

次に、第6条につきましては、平成29年3月31日に公布いたしました町税条例等の一部を改正する条例、平成29年鏡石町条例第5号の第1条の2について、法律改正に合わせて改正するものであります。

次に、第2条につきましては、平成26年3月31日に公布いたしました町税条例等の一部を改正する条例、平成26年鏡石町条例第13号について、附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

以上、報告第19号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

次ページをお願いいたします。

報告第20号。

次に、報告第20号の専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行することとされたことに伴う改正であり、専決第20号として地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

次ページをお願いいたします。

鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

主な改正につきましては、国民健康保険税における減額算定基準の改正であります。

改正条文の第23条につきましては、国保税の軽減措置に関する規定であり、軽減措置判定所得算定に関する規定として、第2号の5割軽減世帯の算定基準額26万5,000円を27万円に、2割軽減世帯の算定基準額48万円を49万円に改め、軽減対象範囲を拡大するものであります。

附則につきましては、第1条では施行期日を平成29年4月1日から施行すると規定し、第2条においては、改正後の条例の適用について、29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしたものであります。

以上、一括上程されました報告第19号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定並びに報告第20号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） おはようございます。2番議員の吉田でございます。

私のほうから1点質問させていただきたいと思います。

議案書の3ページでございますが、報告第19号の中におきまして、第61条第8項についてであります。

これにつきましては、過日の全員協議会の中でもご説明いただいたと思いますが、先ほど税務町民課長さんのほうからご説明いただきましたように、この点については、わがまち特例の新設だということでありましたので、これについての新設された目的といたしますか、意図といたしますか、そういったもの、あるいは、他の市町村の動向について、ご存じであればお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ただいまの2番議員のご質問に答弁いたします。

61条第8項につきましては、震災等により滅失した償却資産にかわるというような内容でございまして、わがまちの特例の規定について改正したものでございます。この中におきましては、特に特例措置といたしまして、保育の受け皿整備の促進のために、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設したものであります。

内容の税目といたしましては、固定資産税のほかに都市計画税や事業所税などもございまして、我が町といたしましては家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育

事業、これらはいずれも定員5人以下のものでございますが、これらに係る固定資産税の特例措置について、わがまちの特例を適用いたしました。

条例条文にありますとおり、固定資産税の課税標準を減額するというものでございます。

なお、この内容につきましては、県内いずれの町村が、この条例を特例措置として設置した場合に、おおむね2分の1減額と、あるいは免除というようなそういったものを規定しているというふうに承知しておりますが、何町村がどれだけというのは、ちょっと今不確かでありますけれども、そのほかに、これらのほかにJR、それらの事業用固定資産、さらには小規模不動産等を取得した場合のもの、そういったものが今回のわがまち特例としては該当になるということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、報告第19号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第19号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第20号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第20号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しま

した。

◎報告第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、報告第21号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

議案書15ページをお願いいたします。

ただいま上程されました報告第21号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）といたしまして、平成29年3月31日付をもって専決処分したものであります。

16ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります平成28年度予算の整理をしたものであります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億294万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,147万8,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、本議案書に記載のとおりでございますが、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正後の増減が100万円を超えるものについてご説明をさせていただきます。

24ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは、69ページの牧場の朝スポーツ文化振興基金に対する積立金が2,000万及びその下の文教施設維持整備基金積立金が6,000万であります。これについての積み立てをされて、どのように今後使う予定があつての積み立てなのかという点を

お聞かせいただきたいのと、昨今、町長もご存じだと思いますが、地方6団体と国との話し合いが持たれて、要するに基金がたくさんあるということが、地方に、それが国からある意味目をつけられていて、その点、交付金を減らそうという国の動きがあるようです。そういった点について、町長のお考えもあわせてお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

今回、28年度の決算を行うに当たって、余剰金が多少出たということで、できる限りこの基金について積み立てをしようという、そういったもともとの考え、いわゆる私はやはり家庭でもそうなんでしょうけれども、一旦まず積む、そして使うという、そういったことをしてきたいと、その一連の中で、今回スポーツ基金には2,000万、そして文教施設には6,000万ということであります。

文教施設、ご承知のように学校等もいろいろ整備をしていると、そういう中で二小も将来は、今すぐでなくても将来はやらざるを得ないという、そういった部分はあるので、できる限り自己財源を積んでおくということであります。そういった方針でこれからも行きたいということであります。

今、国の中では大分、地方団体で、いわゆる基金がいっぱい持っているの、何とかそこを取り崩していきたいというような考え方を持っています。これ全国市長会の話でありますけれども、これは断固反対ということであります。当然、私も今回、町村会長としてなったわけでありましてけれども、これも当然であります。

この余裕というのは実際地方にはありませんという、私はそう思っています。できる限りこういったことを積んでおいて、財政調整基金もそうですが、私が町長になった場合に2億5,000万程度であります。今7億前後あります。2億前後ですと資金のやりくりが全くできない。我が町では5億前後、多くてもです、4億くらいないと、1年間のやりくりはできないということですので、そんな状況でできる限り積めることは積んで使うと、そんな考え方であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま答弁いただきました。ありがとうございました。よくわかり

ました。

私のほうからは、もう1点、再質問といたしますか、再質疑といたしますか、分けて質疑をしたかったのは2点ほどありまして、小項目、小さな項目ですが、まず1点目は、33ページの一番下のいわゆる町税延滞金であります。これを拝見しますと384万4,000円が昨年度末に収入のほうでつけ加わっているということですが、町税延滞金で384万もの金額が町に入ってくるわけでありまして。税金を納めることは、これは国民の義務で大変な問題であります。見方を変えれば、おくれて納めたほうが、これ384万円鏡石町に多く入るというふうに考えると思うんですよ、これ見た人は、単純に考えて。

その辺についてどのように解釈されるかという点をお聞かせいただきたいのと、もう一点は57ページで、これは会計といたしますか、町長にお聞きしたいんですが、観光協会の事業ということで、先般、観光協会の会長を町長おやめになられて、かわりに副町長が副会長に入られたという話も聞いておりますが、その辺の、これは観光協会という外郭団体でありますから、町当局の考えだけではないのかもしれませんが、その辺でのそういったことが行われた事情について、ご説明いただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

まず1点目の延滞金の関係であります。

中身についてはちょっとあれなんです、延滞金が入ったから喜んでいるということではありません。なぜかといいますと、この税金というのは、地方交付税と密接に関係している。要は、税金は全て、100%入ったものとして地方交付税は成り立っているということです。わかりやすく言うと、100万の税金があれば75万は国のほうに、実際納めるわけではありませんけれども、交付税上は75万引かれて、いわゆる地方交付税は入るということでありまして。

ですから、実際は入らないと75万は使えないんです。そういうことで、後から、何年に入るかわからない税金じゃなくて、やはり100万を今、100万を使えるような、1年間の中で使えるようなことにするのが正しい。ですから、100%納まるのが正しいということです。不安定な財源になっているということ、まずご理解をいただきたいと思っております。

そして、もう一つ、観光協会の会長の件でありますけれども、これは、私も6年、観光協会の会長として務めてまいりましたけれども、こういう中、もっともっと進化をするというそういう面では、いわゆる補助金を町が観光協会に、観光協会の代表が町長になっている、そういう状況です。

ですから、それをもっともっと、いわゆる広く、そして柔軟に、さらに進化できるようなことにするのが、やはり町長が観光協会長よりも別な方になっていったほうが、よりよい観光づくりができると、そしていずれにしても事務局は役場にありますので、そういった部分について、いろいろな面ではコントロールはできるわけでありますので、より幅広い、進化すると、そういった意味で会長をやめたということであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第21号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第22号及び報告第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、報告第22号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第9、報告第23号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ただいま一括上程されました報告第22号及び報告第

23号の専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

73ページをお願いいたします。

まず初めに、報告第22号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、専決第14号として、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分したので別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

74ページをお願いいたします。

平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

このたびの平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、年度末の事業確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,555万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,682万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、80ページからの歳入歳出事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 92ページをお願いいたします。

報告第23号の専決処分ではありますが、本件につきましては、平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、専決第15号として地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分したので、別紙のとおり報告するものであります。

93ページをお願いいたします。

このたびの平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、年度末の事業確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ382万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,697万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、98ページからの歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 以上、一括上程されました報告第22号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）及び報告第23号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により、時間を延長して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

○議長（渡辺定己君） これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第22号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第22号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第23号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第23号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

○議長（渡辺定己君） ここで、議事の都合上、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時57分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 次に、日程第10、報告第24号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました報告第24号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

103ページをお願いいたします。

専決第16号としまして、平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

このたびの補正につきましては、介護サービス費等の確定に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ912万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,834万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第24号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第24号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、報告第25号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました報告第25号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

116ページをお願いいたします。

本件は、平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第17号として平成29年3月31日付で専決処分したものであります。

このたびの補正につきましては、事業の確定により平成28年度予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ877万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,240万円とするものです。

内容につきましては、122ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫正信君） 以上、報告第25号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第25号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第25号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第26号及び報告第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、報告第26号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認について及び日程第13、報告第27号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました報告第26号 専決処分した事件の承認について、専決第18号専決処分書、平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から報告第27号 専決処分した事件の承認について、専決第19号専決処分書、平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの2会計の専決処分した事件の承認について、ご説明を申し上げます。

専決第18号、専決第19号の専決処分書は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして

29年3月31日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

最初に、128ページをお開きください。

平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。このたびの補正につきましては、平成28年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,264万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,000万円とするものであります。

内容につきましては、134ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 次に、専決第19号専決処分書、平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

141ページでございます。

このたびの補正につきましては、平成28年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ447万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,500万円とするものでございます。

内容につきましては、146ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただきご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わからないものですから、ちょっと教えていただきたいんですが、議案書の136、137ページにおいて、上のほうからいきますと5行目くらいですか、流域下水道維持管理負担金ということで1,262万8,000円の減になっているわけでありまして。ちょっと減にしては、今回のこの公共下水道関係の中ではちょっと大きいのかななんて思ったので、見ていたところですが、我が町において、もともとこれはどのような形、あるいは幾らぐらい負担しなくてはならなくて、今回、このぐらいただったのか。そして、この減った理由です。ちょっと見る限り、私から見ても桁が1つ多いものですから、何でこれだけ1,200万も、逆に負担しなくてよかったということ、ある意味、いいという意味ですけれども、何で我が町でこれだけ負担しなくてよかったのかということ、その理由、そういった点をお聞か

せいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

流域下水道の維持管理負担金というものにつきましては、鏡石町は流域下水道区域に参加してございます。鏡石町内で流した汚水等につきましては、郡山の日和田の処分場まで運んでいるというような状況でございますので、その量に換算をしまして、日和田の処分場で、使った、流した量に対しまして負担金を各市町村でお支払いしているというような状況でございます。単価につきましては、立方だと思いますが56.7円ということで計算をして、流域の構成市町村で支払っているというようなことでございます。これにつきましては、基本的には流れたものに対して、それに基づいて支出をするわけでございますが、東京電力のほうより補償の対象となっている部分がございますので、それらを精査した上で、それ以上のもので還付のような形になったものについては支払う必要がないということですので、今回、マイナス補正とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第26号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第26号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第27号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第27号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第28号及び報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、報告第28号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書について及び日程第15、報告第29号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま一括上程されました報告第28号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書及び報告第29号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

151ページをお開きいただきたいと思います。

まず、報告第28号 平成28年度一般会計予算の継続費につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次のページをお願いいたします。

平成28年度鏡石町一般会計継続費繰越計算書でございます。この継続費につきましては、平成29年度までに地方公共団体におきます統一的基準に基づきました財務書類の作成が求められておまして、平成27年度から本年度までの3年間にわたる事業を継続して実施しているものであります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新地方公会計制度導入及び公共施設等総合管理計画策定事業。継続費の総額といたしましては2,439万1,000円でございます。平成28年度

継続費の予算現額としましては、予算計上額及び前年度通次繰越額を含めまして1,354万1,000円でございます。前年度、28年度支出済額及び支出見込額としましては1,299万3,200円でありまして、残額54万7,800円のうち54万7,000円を翌年度に通次繰越をしたものであります。

以上が報告第28号であります。

次に、155ページをお願いいたします。

報告第29号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、3月定例議会におきまして平成28年度一般会計補正予算（第5号）で議決をいただきました繰越明許費6件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書の一覧でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度導入事業、翌年度繰越額97万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業、翌年度3,900万6,000円の繰越額。

6款農林水産業費、1項農業費、農業体質強化基盤整備促進事業、繰越額203万5,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備促進事業、翌年度繰越額1億5,010万円。

6款農林水産業費、2項林業費、ふくしま森林再生事業、繰越額2,020万円。

7款商工費、1項商工費、鏡石まちの駅「かんかん館」設置事業、翌年度繰越額1億4,975万8,000円でございます。以上6件を合計しまして3億6,207万4,000円でございます。なお、財源内訳につきましては157ページに記載のとおりであります。

以上、報告第28号及び第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは2点ございまして、まず、報告第28号につきましては、今、総務課長さんのほうからご説明いただきましたけれども、3カ年の継続事業ということで、継続費の総額を見ますと2,439万という事業であって、29年度における繰越金が54万

7,000円ということだと思いますが、額面を見ると、大分事業がもう終わって仕上げの段階に入るのかなんていうふうに思いますけれども、新年度において残された事業の内容が、どのようなものが残っているのか、簡単にご説明いただければと思います。

また、報告第29号におきましては、報告第29号の一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、一番下の鏡石まちの駅「かんかん館」の設置事業についてであります。これは以前にも3月議会あるいは全協等でも何度も説明いただいているので、もしかしたら私の聞き漏れかもしれませんが、お答えいただきたいのは、これを見ますと2分の1の国庫補助事業だというふうに思いますけれども、町からの持ち出し分が505万8,000円あるようです。これについて、以前にも聞いたかもしれませんが、これの使い道です、なぜ505万8,000円を一般財源で出さざるを得なくなったのかということです。といいますのは、やはりこれを見ますと、これも含めて国庫補助事業に申請すべきではないのかなと思うんですが、申請外の事業だなというふうにも解釈できるので、この辺のご説明をお願いしたいところであります。

以上2点、ご答弁いただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第28号の継続費でございますけれども、27年度から29年度への継続ということで、27年度につきましては資産台帳、28年度については公共施設等総合管理計画を策定を実施いたしましたところでございます。本年度、29年度につきましては、28年度の決算に基づきました財務書類を4標作成しまして、年度末にその公表を予定してございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） それでは、2番議員からあったご質問にお答えします。

総事業としては1億4,975万8,000円となっております。うち補助対象としては、1億4,400万が補助対象事業となっております。今回の事業に当たりましては、補助対象外として、一部情報施設関係の施設整備は補助対象外という形になっておりまして、その分が一般会計から持ち出しという形で、505万8,000円が持ち出しという形になっております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第28号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第29号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第29号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

◎報告第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、報告第30号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました報告第30号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由のご説明を申し上げます。
159ページをお願いいたします。

本件につきましては、平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許費でありまして、繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

繰越計算書。1款事業費、1項事業費、事業名、駅東第1土地区画整理事業、翌年度繰越

額2,433万2,000円でございます。財源の内訳であります。国庫支出金が550万円、地方債950万円、その他が100万円、保留地処分基金であります。一般財源が833万2,000円でございます。この事業の内容につきましては、区画道路の築造2件、水道工事の負担金1件、補償費1件でございます。現在のところ、ほぼ事務事業を残しまして95%完了しております。

以上、ご報告を申し上げます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第30号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第30号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

◎報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、報告第31号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました報告第31号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

29年3月6日に議決をいただきました平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

次ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書になります。2款事業費、1項事業費、事業名、公共下水道事業でございます。翌年度への繰越額440万円でございます。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。これにつきましては、駅東土地区画整理事業の確定により、管渠築造工事費を繰り越し、区画整理事業の進捗状況にあわせて実施をするものでございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第31号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第31号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

◎報告第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、報告第32号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました報告第32号 鏡石町上水道事業会計繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成28年度上水道会計予算において、年度内支払義務の生じなかった建設改良費につきまして、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

予算繰越計算書になります。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、建設改良事業、翌年度への繰越額が2億3,902万円でございます。財源の内訳については表のとおりでございます。これには鏡石浄水場建設工事の実施設計業務委託、また、成田浄水場の機械電気設備更新工事ほか3件が該当してございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第32号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 次に、日程第19、議案第135号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いただきます。

○議会事務局長（小貫秀明君）〔第135号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第135号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現委員でありました塩田重男氏が本年3月12日にご逝去されたことにより、欠員が生じておりました。その後任として鏡石町中町474番地在住の力丸次雄氏を教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

力丸氏は福島大学教育学部を卒業後、石川郡浅川町立浅川小学校を初任校として長年にわたり主に中学校教諭として奉職され、その間、教育実践者として輝かしい実績を残し、平成23年4月に須賀川市立第三中学校校長を最後に退職されました。人格が高潔で教育、学術及び文化に識見を有している同氏が教育委員として最適任者でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑を省略し意見を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま上程されました議案第135号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

力丸次雄氏は昭和49年に大学を卒業後、本県の教員となり、町長の説明にもありましたように、長年にわたり主に中学校教諭として奉職され、教育実践者として輝かしい実績を残し、平成23年に須賀川市立第三中学校校長を最後に退職されました。すぐれた指導力と温厚な人柄から、生徒とその保護者から厚い信頼が寄せられていると聞いております。温厚実直にして地域の人望も厚く、教育委員として最も適任であると思います。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成意見とするものであります。

以上。

○議長（渡辺定己君） ほかに意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 意見なしと認めます。

これをもって意見を終了いたします。

これより議案第135号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、議案第135号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時53分

開議 午後 1時54分

○議長（渡辺定己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 次に、日程第20、議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者、農業委員会会長、菊地榮助君の退席を求めます。

〔農業委員会会長 菊地榮助君 退席〕

○議長（渡辺定己君） 局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫秀明君） 〔第136号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年9月の農業委員会等に関する法律の一部改正により、これまでの農業委員の公選制から市町村長による選任制へ改正され、選任については議会の同意を求めることが必要となりました。

本町では、昨年12月に町議会定例会で鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例が可決され、農業委員の定数が9名と定められたところであります。

新農業委員の任命については、現在の農業委員の任期が本年7月19日までであることから、任期満了に伴って新農業委員を任命することとし、4月から委員の公募を実施してまいりました。公募のあった候補者について選考委員会で各種選考項目に基づいた選考の結果、9名の候補者を適任者として選考いたしました。農業委員の候補者として、鏡石町久来石572番

地、菊地榮助氏、笠石23番地、飛澤良男氏、鏡沼119番地、稲田孝氏、高久田223番地、加藤己未男氏、成田原町200番地、吉田章氏、豊郷300番地、吉田博氏、豊郷337番地、円谷一男氏、笠石208番地、藤島真理子氏、新町3番地、鶴沼雅子氏の9名が農業委員として適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑を省略し意見を求めます。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま上程されました議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

町長の説明にもありましたように、平成27年9月に農業委員会等に関する法律の一部改正により、これまでの農業委員会の公選制から市町村長による選任制へ改正され、今回、公募のあった9名の方が、選考委員会で各種の選考項目に基づき適任者として選考されたものであります。

長年にわたり農業委員を経験されている方や、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、各種の団体等の役員等で活躍されている方であり、この9名の方が農業委員として最も適任であると思います。

よって、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いし、賛成の意見といたします。

以上です。

○議長（渡辺定己君） ほかに意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 意見なしと認めます。

これをもって意見を終了いたします。

これより議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

ここで、退席者、農業委員会会長、菊地榮助君の入席を求めます。

〔農業委員会会長 菊地榮助君 入席〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午後 2時01分

開議 午後 2時04分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第21、議案第137号 鏡石町立鏡石中学校防球ネット設置工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（小貫秀明君） [第137号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、角田信洋君。

[教育課長 角田信洋君 登壇]

○教育課長（角田信洋君） ただいま上程されました議案第137号 鏡石町立鏡石中学校防球ネット設置工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの工事につきましては、鏡石町立鏡石中学校防球ネット設置工事として、請負業者が決定いたしましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、1、契約の目的、鏡石町立鏡石中学校防球ネット工事。工事の概要としましては、校庭南側及び東側に防球ネット等の設置を行う予定となっております。

2、契約の方法につきましては、指名競争入札。

3、契約の金額は5,367万6,000円であります。

4、契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼308番地、高田工業株式会社須賀川支店、支店長、角田真美であります。

なお、契約の期限につきましては、平成29年12月28日を予定しております。

このたびの指名競争入札につきましては、5月19日に6社による入札を執行したところであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 多分、同じ質疑をしたい方がいるかと思いますが、説明がなかったの
で、お聞かせいただければと思います。

5月19日、6社による指名競争入札ということで、これについての説明が全協等でもなかつた
ものですから、改めてお聞きしますが、その6社の社名とそれぞれの入札の金額を教え
ていただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） 2番議員のご質問に答弁申し上げます。

入札指名した業者並びに入札金額でございますが、こちらのほうは建築工事として入札を
執行したところでございます。まず、落札業者の高田工業株式会社須賀川支店につきましては、
先ほど説明のと通りの金額でございます。また、次に、株式会社渡辺建設鏡石支店
6,318万円の入札価格でございました。三金工業株式会社鏡石営業所6,156万円、有限会社
廣創建設工業6,372万円、有限会社小室建設5,670万円、有限会社匠ハウス5,940万円。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま入札業者と金額を公表していただきました。

私のほうからは、まずネットの素材と、それから耐用年数についてお伺いをしたいと思います。
よろしくお願いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

ネットの素材につきましては、ポリエチレン製のネットとなっているところでございます。
さらに耐用年数につきましては、一般的に10年というような耐用年数になっているところ
でございます。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第137号 鏡石町立鏡石中学校防球ネット設置工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第18号及び発議第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第22、発議第18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出について及び日程第23、発議第19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議2件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました発議第18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出について及び発議第19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出について、あわせて提案理由の説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、発議第18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出についてであります。地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

提案理由を述べます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生から6年が過ぎたが、政府の原子力緊急事態宣言はいまだ解除されていない。原発事故は収束しておらず、多くの避難者は事故前の汚染のない状態に戻ってほしいと願っているが、残念ながらほど遠いと言わざるを得ないのが現実である。

しかし、福島県は平成27年6月に自主避難者に対する災害救助法に基づく住宅の無償支援を平成29年3月末をもって打ち切ることを発表した。健康被害のリスクを考え、さまざまな困難を抱えながら避難生活を継続せざるを得ない避難者にとって、極めて深刻な事態である。平成24年6月に国会で、東京電力原子力事故により被災した子供を初めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律が制定され、その第1条において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、または居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者（以下「被災者」という。）が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子供への配慮が求められていることに鑑み、子供に特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策（以下「被災者生活支援等施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とするとしており、自主避難者への支援も求めている。この法律に基づき、被災者の方々が移動前の地域への帰還、現在の避難生活の継続などの選択をみずからの意思で行うことができるよう、そのいずれを選択した場合でも適切に支援するための必要な施策を講じることが重要だと考える。

よって、政府におかれては、各自治体において避難者の相談窓口を設けるなどの必要な行政サービスが講じられるとともに、長期避難者を初め、福島第一原子力発電所事故避難者への一層の配慮と支援拡充を確固たるものとするための措置を講じられるよう強く要望する。

以上、発議第18号に関する提案理由の説明であります。

続きまして、発議第19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出についてであります。

これにつきましては、地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

提案理由を述べます。

東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年が経過した現在、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線被害を受けた我が町は、除染や風評の払拭を進めるとともに、町民の安全・安心な生活の確保など、一日も早い復興に向けて全力で取り組んでいる。

このような中、昨年11月22日には東日本大震災を彷彿とさせるマグニチュード7.4の地震が発生し、福島県沖に最大90センチメートルの津波が押し寄せ地域住民が避難する事態となった。福島第一原子力発電所では、放射性物質の流出を抑えるシルトフェンスが損傷するなど津波対策の脆弱さを露呈し、福島第二原子力発電所第3号機では使用済み核燃料プールの冷却機能が一時停止となり、プール内の水温が上昇する事態に陥った。さらに12月5日には人為的ミスにより冷却機能が停止するなど、憂慮に耐えがたい事態が生じている。幸いにも放射性物質の漏えいはなく緊急事態には至らなかったものの、今回の事象により、町民は今なお続く余震の恐怖、さらには福島第一、第二原子力発電所の事態悪化を危惧しながら、現在も不安な生活を送っている。

我が町を初め、福島県内の各市町村議会では、国に対して幾度となく廃炉実現を求めてきたが、いまだ実現の見通しが立っていない。国は、廃炉について一義的には事業者が判断するものとの見解を示しているが、福島第一原子力発電所事故後、幾度となく繰り返される原子力発電所のトラブル、それに伴う情報公開の遅滞などは、我が町の風評払拭を初め、さまざまな復興への取り組みを加速するに当たっての阻害要因となっている。

よって、国においては、我が町の復興はもとより福島県の復興を実現するため、福島第二原子力発電所を含めた福島県内全ての原子力発電所の廃炉を国の責任で早急を実現することを強く要望する。

以上、発議第18号及び発議第19号の提案理由を述べさせていただきました。

慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより発議意見の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま上程されました発議第18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充について質疑いたします。

意見として、1番に、災害直後の応急期を想定した災害救助法の枠組みを超えた長期に及ぶ避難者に対して、避難生活の支援を強固にする新たな制度を確立するというふうにあります。その中にあります新たな制度とは具体的にはどういった制度を想定しておるのか、提

出者としての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、4番古川議員のほうからご質疑いただきました点については、恐らく議案書の2ページの、具体的に私がつけました意見書の1番のところだと思います。これについては、先ほど説明は申し上げませんでしたけれども、その中におきまして、一度、ちょっと読ませていただきますが、災害直後の応急期を想定した災害救助法の枠組みを超えた長期に及ぶ避難者に対して、避難生活の支援を強固にする新たな制度を確立することとございます。これについては漠然とした書き方で書いてありますけれども、その下の2番に、上記制度が確立するまでの間、避難先の自治体が避難者に対する各種支援を行えるよう、自治体への財政措置を速やかに講じることとございますので、これにない新しい制度ということとであります。

これまでにおきましては、皆さんご存じのように、自主避難者に対する制度、本町においても29年3月末までに、例えば借り上げ型の住宅等に対する支援や、あるいは建築型の住宅等の支援等のいろいろな支援、あるいは各自治体等における、例えば情報提供等の支援等、さまざまな自主避難者等あるいは全ての避難者に対する支援が行われてきたわけですが、それが意味、打ち切りになったと。特にお金のかかる住宅支援等については打ち切りになってしまったわけがあります。引き続き情報伝達等の支援がなされるものと私は思っておりますが、そういった点では、再度、特に住居の確保の面でのそういった経済的支援あるいは生活の確立等のための支援等が考えられるかなと思います。そのような具体的なといいますか、これまでのような政策を踏襲していただくのはもちろんなんですが、これは、私たちがそうですが、国会において、国の責任において、しっかりそのあたりはさまざまな法律の改正等も含めて、新たな制度を確立していただければなんというふうに思っております。私の頭の中には、今のところ、残念ながら具体的な制度というものはありませんが、ぜひとも国のほうでいろいろな英知を結集して、新たな政策、新たな制度等を確立していただけるものと確信しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出について及び発議第19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出についての2件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第18号及び発議第19号の2件は、総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第24、請願・陳情についての件を議題といたします。

請願第3号及び請願第4号、請願第5号並びに陳情第12号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時27分

第 2 号

平成29年第8回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年6月6日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

欠席議員(1名)

10番 今泉文克君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	吉田賢司君	福祉こども 課長	関根邦夫君
健康環境課長	菊地勝弘君	産業課長	根本博君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	小貫正信君
教育課長	角田信洋君	会計管理者 兼室長	長谷川静男君
農業委員会 事務局会長	柳沼和吉君	教育委員会 職務代理者	常松洋子君
農業委員会 会長	菊地榮助君	選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
局

小 貫 秀 明

副 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け者は、10番、今泉文克君の1名です。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、7番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） おはようございます。

第8回定例会において一般質問をさせていただきます7番、畑幸一です。よろしくお願いいたします。

まず冒頭ですが、皆さんご承知だと存じますが、当町の遠藤町長が先月5月24日、県の町村会長に選任されました。町としても大変な名誉であります。町民の一人としてお祝いと敬意を表します。

市町村によって事情は異なると存じますが、会長と町長として、地方創生事業などに向けた将来の町村の繁栄、行政を踏まえた課題は、少子化、高齢化の現状においてもハードルは高く危機感を抱きます。社会の変化による困難な状況にも十分な対応をしていただき、復興と再生に、新しい風と主役の実感のできる取り組みを遠藤町長に期待いたしております。

先月、本県の子供の人数が、14歳未満ですが、発表されました。当町が子供の人数の割合度、県第1位との発表でした。当町は人口約1万2,600名くらいですか、14歳未満の子供の人数は1,760名というようなことで発表がありましたが、割合度から見ますと14.2%、ちなみに県の平均割合度は11.9%、数字で見ますと、当町も単純計算して1万2,600名から1,700名を引きますと1万1,000ということで、約100名に14歳未満の子供たちが15名くらいしかないと、とにかく寂しく感じます。割合度から見ても、少子化の現状が少なからず懸念

される結果内容と感じられます。将来にとっても危惧されることは確かでございます。

町としても、今後も少子化対策の取り組みが大きな課題の一つと思われませんが、ぜひとも子供の人数が割合度で県第1位を継続できるよう、将来に向けて活路を見出す取り組みの要望をいたしておきます。

目に青葉、山ほととぎす、初鯉。今の季節にぴったり合った名俳句と感じますが、当町も風光明媚な季節を感じさせてくれます。6月17日からですか、町のあやめ祭り、そして全国あやめサミットが開催されます。会場となる鳥見山公園内もなお一層整備され、周囲の環境との調和もすばらしく感じられます。

町の公園は、町民の癒し、憩いの場、子供たちの遊びの場所として身近に利用できる施設と考えますが、今回、町公園の管理と機能について、(1)として、町公園は何カ所、種別にあるのか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） おはようございます。

7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町で管理をしている公園につきましては、25カ所ということになっております。公園の種別としましては、都市公園として管理している公園が6カ所、児童広場として管理している公園が16カ所、農村公園として管理している公園が1カ所、その他の公園として、ふれあいの森公園、かげ沼公園、以上2カ所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） いろいろな種別があると思いますが、私の感じでは、鳥見山とかふれあいの森とか、各行政区にも町公園として管理されると思われますけれども、どういう管理が行われているのか、遊具なんかの機能、点検なんかはどんなふうな形でやっているのか。

あとは、木製の古いベンチなんかがあって、壊れそうなものがあるんですが、そのようなものはこれからどのような形で管理していくのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 再質問にご答弁申し上げます。

都市建設課で管理する公園について主にお答えしたいと思います。遊具関係につきましては公園ごとにそれぞれ1つずつ管理をして、合計で都市公園6カ所の中で29基の遊具を管理しております。

それらの点検状況につきましては、直営による点検ということで毎週1回、作業員が直視及び触って、トイレ、遊具、樹木などの異常の有無を確認している状況でございます。

なお、遊具につきましては、専門業者による定期点検を1年に1回行うということで、今年度は8月までにその点検を行うという予定をしております。

ご質問にありました壊れた木製のベンチなどということのご質問がありましたが、その点についても順次更新をしていくという考えでおりますので、毎週職員が点検をしております。見落としがある場合にはご指摘をいただきたいと思いますが、順次危険のないよう点検してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 管理の方法というのはよくわかりましたが、震災後、モダンなカラフルな子供の遊具というのが、何というんですか、コンビネーション遊具というんですか、町を通るたびに目につくということで、すばらしい、何というか、ヨーロッパ風のモダンな子供の遊園地ができたということに感謝しております。状況に応じて適切な管理を要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

（2）のふれあいの森公園の管理と利用状況を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） それでは、私のほうから7番議員のご質問にご答弁させていただきます。

ふれあいの森公園については、ご存じのように、森林レクリエーション施設として平成元年より一部利用が開始され、最終的には12ヘクタールの施設を整備しまして、炊飯棟、キャンプサイト、さらには人工滑り台、アスレチック遊具、管理棟が整備され、本格的には平成6年度から開始されたところでございます。

町内外の多くの方の施設活用は、レクリエーション活動として利用されてきたところでございますが、平成23年の東日本大震災、さらには同年の台風12号の影響によりまして管理棟を初めとしまして施設が多く被害を受けたところでございます。その関係で利用を一時中止せざるを得ない状況になってしまいました。

しかしながら、利用再開の希望が、要望が大変多かったために、管理等の新築、さらには人工芝、アスレチック遊具の更新、さらにはコンビネーション遊具の新設も行いまして、平成26年7月には再オープンすることができました。

再オープン後の利用者につきましては、震災前の5,000人程度の利用者から、現在は1万

6,000人まで増加している状況でございます。

公園管理につきましては、管理人としてシルバー人材センターへ委託しております。その中で遊具を初めさまざまな点検を行っており、一部の遊具につきましては当然ながら専門業者のほうに1年に1回点検を行っておりまして、利用者が安心して安全に利用できるように進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 都市公園のなじみという、私はどうしてもやっぱり鳥見山公園になってしまうんですね。四季折々お世話になっているんですけども、公園の状態といっても、鳥見山の場合なんかは、何というんですかね、犬の散歩ということで、お犬様のお通りの場所というようなことで、朝なんかはもう7割、8割の方が犬の散歩をしているわけですけども、ちょっと気になることとしては、犬を連れて、何というんですかね、ベンチあたりで毛繕いというんですか、あれをブラシでなんかやっていて、そのまま置き去りにする方というのがかなりいるんですよ。私も何度か見ていますが、あとは町の公園の管理というのは、時間帯でちょっと早起きして行くと、あそこの鳥見山の駐車場というか、倉庫がありますね、防災の倉庫ですか、貯蓄倉庫のところの水道、あそこでバケツを持ってきてお洗濯なんかをやっている方がいらっしゃいます、現実に。注意するというようなこともできませんけれども、そういった管理は徹底していただきたいと思えます。

ふれあいの森の管理と利用状況ということですが、公園内の半分はまだ立入禁止ということですね。仮置き場があつて、除染土壌の輸送は7月から輸送されるというようなことで、きれいになると思えますけれども、管理棟の東側のフェンス、崖下ですけれども、フェンスに囲まれたのがあるんですよ。あれは何か気になっているんですけども、あれは何か管理棟のときの不燃物か何かがあるとは思いますが、あれは一緒に運び出されるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。

また、バーベキューの、今現在行っている、トイレですね。トイレが無残な姿。ロープが張ってありますけれども、実際見たらびっくりしますよ、現実には。あれは震災後あのままになっているということは、本当にもうお化け屋敷のトイレよりもひどいというような形で、何となくあそこを見ると、バーベキューやってもおいしいのかなというような感じもします。その辺ですね。

あとは、アクセス道路の案内板、もちろん利用者も最近多いし、5月29日ですか、私もちょっと見に行ってきましたけれども、大体何人くらいかなと聞いたら、170名くらいの利用者というようなことで、一番の人気はバーベキューと人工芝のそりのスライダー、これが

やっぱり子供さんたちにはかなり人気がある公園だと思いますけれども、ちょっとおりてみますと、アクセス道路の案内板、これがなかなか目につかないんですよ。3カ所くらいは確認したんですけども、ただ牧場の朝ふれあいの森と書いてあるんですよ。そうすると、今ホームページとかスマホで見てくるんですけども、何ですか、ふれあいの森じゃなくて、これが牧場の朝ですか、ここが牧場の朝ですかという、そういうお尋ねがかなりあるそうです。そういった面も留意してほしいと思います。

あとは、道路の案内というと、もちろん4号線なり借宿橋のほうからも入ってはいくんですけども、入り口に、あそこのふれあいの森の管理棟のところに対しては入り口の看板がないということですね。

あと、久来石の、最近感じますけれども、交差点、何か走りづらいですね、変則。あれは町の久来石の方々はどう思っているんですかね。何か実際に子供でも、幼稚園の生徒でも連れて、どうなんだというふうな、見てもらいたいくらい変則な交差点で、ちょっと事故でも起きなければいいなと思っているんですけども、まず利用客の人気があることですから、いろいろとどういうふうな形で、仮置き場の跡はどんなふうな形で進んで整備をしていくのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） それでは、ご質問に対してご答弁させていただきます。

まず、1点目でございますが、旧管理事務所のあったところでございますが、そちら一部フェンス等で囲っているところがあります。そちらは、震災直後の除染関係で行ったものが、ふれあいの森の関係の除染のものが一部保管されています。そちらにつきましても、今後処分に向けまして、実際に処分できるかどうかも含めた中で、今現在検討、調査をしているところでございます。それにつきましては、早急になるべく撤去できるような形で事務を進めていきたいというふうに考えております。

さらに、現在、南側のトイレでございますが、一部使用不可ということでしております。こちらは震災によりまして浄化槽が使えなくなっているということでございます。現在はそのトイレにかわりまして、管理事務所内の屋内のトイレを活用していただいているということでございます。こちらにつきましては、将来的な部分、トイレの利用形態、さらには安全性も含めた中で、トイレの再設置か、もしくは撤去かということも含めて現在検討し、今後整備を進めていきたいというふうに考えております。

あともう一つでございますが、道路の案内関係、さらにはアクセス関係のご質問でございますが、こちらにつきましても、当時、古いままの案内看板が多々あることも承知しております。つきましては、再度案内看板等も、ご質問のあったとおり、確認をさせていただきな

から、利用者がわかりやすいようなものに設置を変えていくようなことも検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 一番気になるのは、今答弁いただきましたトイレの問題ですね。ぜひこれを早目に解決していただきたいと思います。

また、今後、仮置き場がきれいになった場合、敷地関係の、どういうふうな形ということで、私から要望できるのは、あそこの遊歩道の延長とか、将来オートキャンプ場の考えの取り組みの構想などの検討を要望しておきたいと思います。

（3）番に入ります。

ふれあいの森公園と周辺的环境整備についてお伺いいたします。

ここがふれあいの森に対しての私の質問のキーワードなんですけど、オーナー制の桜並木ありますね。あれは約100本以上あるのかな。その、今ちょうど雑草がすごく生い茂っているんですよ。そこで、どんな形で、まちまちに刈っているんですね、個人で。一斉に刈っていないで、ぽつんぽつんとなっているような虎刈り状態になっているんですけど、町としてはどのような環境整備にして対応を今後していくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

ふれあいの森公園の周辺ということで、釈迦堂川の桜並木の関係のご質問でございます。

これにつきましては、町制施行40周年記念事業の一環の事業ということで、平成14年に桜オーナー制度ということで、オーナーを募って桜並木を植栽したということでございます。当時からの桜の部分についてはオーナーさんに下刈りをお願いして、これまで管理をしてきたという状況でございます。

桜オーナーさん自身による管理につきましては、年3回の除草作業をお願いするというところで、都市建設課のほうから通知を出してお願いをしております、6月と8月、10月、3回お願いをしている状況でございます。一斉通知をお願いをしている状況でございます。

ただ、なかなか実際には草刈りができないというオーナーさんも出てきておりますので、その残部分については、時間差になってしまいますが、都市建設課のほうで直接残った部分については除草の管理をしているということでございます。

ただ、町の管理といたしましても、防除作業ということでアメシロの虫の発生とかそういった管理もありますので、これも年3回、7、8、9月、防除の管理をして桜並木の維持に

努めているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） まちまちな雑草の下刈りということなんですが、あそこを通ると、やっぱりよくない、みっともないような感じもしますね。お客さんがあそこを通りますので、利用者としてもやっぱりそういった目につく場所ですね。

また、桜オーナー制度といっても、今多分、町外のオーナーさんもいると思うんですよ。そうするとできない。そうするとシルバーさんとかに頼んで、やっぱり日当幾らとかって、まさか時間で700円とか800円は払わない、最低でも3,000円くらい払わなくてはならないというような事情も聞いております。

それで、あそこはグリーンロードがありますね、フラワーロードですか。ああいう形で、町長、花も好きですから、四季折々の、植え込み、花壇とかというような計画というか、そういう構想はありますか、ひとつ伺いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、町制施行40周年ということでもありますので、ことしは町制55周年ということで15年が経過をしているということでもあります。

そういうことからすれば、いずれにしても、ふれあいの森のあの桜並木のことについては大分年数がたっているということで、いわゆる高齢化も当然進んでいるということで、管理も年代別によってばらばらになっているということも事実でありますので、この辺についてはしっかりと今後の管理について庁内で検討して、いかにきれいにできるかということについて今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） あそこをやっぱりきれいにしてほしいというのは要望ですので、ぜひあそこを、桜並木の下オーナー制の名札ですか、あれも最近壊れてきて何かちょっと見えないような感じもしているんですよ。ぜひそういうものに対しても町政の指導をよろしくお願いしたいと思います。

大きな2番に入ります。

行政の課題について伺いいたします。

きょういきなり、朝刊が来て見ましたら、民友新聞ですね、いきなり子供の貧困問題の実態なんていうことで、ちょうど記事がいっぱい載っていたんですが、子供の貧困問題と実態について、子供の貧困を町としてどう認識されているのか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私のほうから、答弁申し上げます。

子供の貧困ということでありまして、これは国連児童基金、いわゆるユニセフの調査によりまして、世界の子供の貧困率のデータが発表されております。そういう中で日本の子供の貧困率が先進国35カ国の中でワースト上位だと。ちょっと年代は別なんですけど、9位というような、そんな状況であります。6人に1人が貧困であるという、そういった統計がされているということで、私も大変これに関しては危惧をしているところであります。

そういう中で、厚生労働省でも調査がありまして、子供の貧困率、いわゆる平均的な所得の半分である122万円を下回る世帯で暮らすいわゆる18歳未満の子供の割合が、平成24年に16.3%で過去最悪となったということの発表がされました。その背景には、やはり1つには、デフレ経済下での子育て世帯の所得の減少、さらには2つ目は、ひとり親世帯が増加する中で給与水準の低い、いわゆる非正規労働者がふえたことなどが挙げられているということでもあります。

そういったことから、この実態から、国では平成25年6月に子供の貧困対策の推進に関する法律を制定しまして、平成26年8月には子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定して、子供の貧困対策を総合的に推進しているということでもあります。

そして、先ほど議員さんから言われたように、福島県では28年度から県内の市町村を対象としたいわゆる子供の貧困に関する実態調査、昨年の6月からことしの2月にかけて福島大学に依頼をして実施をした。その結果がきょうの福島民友のトップ面に出ておりました。

そういう中で、これらをもとに県の考え方、そういったことも含めて、しっかりと貧困に対する、我が町の中でどうあるべきかということについては検討していかなければならないと強く感じているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 何らかの家庭の困窮というようなことがあると思います。ひとり親というようなこともありますし、私なんかは町としての実態というのはなかなかわからないんですが、子供たちを見ると、何ですか、パソコン、タブレット、またスマホなんかで遊んでいる姿を見れば、実際に貧困というのは、子供の貧困というのはどう感じるか、ちょっと私

もわからないんですが、全国でもやっぱり300万人というようなデータがありますし、16.3%ですか、実際にはそういう子供の貧困率があるし、当然、郡山の熱海病院ですか、あそこでも昼食を食べられない、食堂、予約制で1人200円くらいでやっているというようなことも聞いております。これは団体とか企業、各種法人とかの形でないとなかなかやれないとは思いますが、町の支援対策として今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(2)に入ります。

空き家と廃家の現状の対策と対応策の考へについて、これは前も一般質問の中でありましたけれども、町にある空き家の調査と把握はそれ以後はどうなっているか、ちょっとお伺ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

前にもご質問のありました空き家の対策でございますけれども、前にもお話ししましたが町におきます空き家につきましては、行政区さんの調査と、国勢調査の内容から大体100件程度把握しているところでございますけれども、ただ、周辺住民の方々には当然所有者がわからないというような状況でございますものですから、町としましては、所有者を調べてその方に状況をお知らせをしながら、今後の取り扱いについて調査をしてまいりたいと考えてございます。

ただ、実際のところ、この前の報道にもありましたように、中古住宅のマッチングはなかなか全国でも進んでいないという状況もありますので、そちらのほうも勘案しながら今後の対策について検討を進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 空き家、廃家の対策というと、うちの近くにも空き家がたくさんあります。これは県内だと9万1,800くらいあるというようなことを聞いていますけれども、これは現状、情報の把握ですね。県の情報というようなことも、やっぱり町としてもはっきり捉えていただきたいと思ひます。行政の指導、支援がなければ空き家、廃家というのは決して解決しないと思われまふので、よろしくお願ひいたします。

(3)番に入ります。

育英資金貸付金にかかる負担軽減の考へはどうなのか、現在の貸付金の概要、何人くらいということでお伺ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問のほうにご答弁申し上げます。

町の奨学金には、育英資金基金を活用した貸与型の育英資金貸付制度があり、大学生で月額5万円以内の奨学金を無利子で貸与し、返還は卒業後1年間を猶予期間とし、借り入れ期間の3倍の期間で返還するものとなっております。

ご質問の負担軽減の意向でございますが、負担軽減の内容としましては、返還が不要となる給付型奨学金の創設や、返還期間の延長などが考えられます。

しかし、いずれにしても原資となる育英資金基金に限りがありますので、今後、負担軽減の内容について調査研究してまいりたいと考えてございます。

なお、利用者の負担軽減対策としまして、平成24年度から大学生等の奨学金の返還期間を借り入れ期間の2倍から3倍に延長しているところでございます。

現在の貸し付けの利用状況ですが、28年度についてはございませんでした。27年度が1名、26年度が2名、25年度が3名というような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 受給している学生さんですか、大学生においても返済の不安があるというようなデータがあります。不安の要因はどんなことが考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

町の育英資金の件なんですけど、ある新聞によりますと、大学進学率が5割を超える中、授業料は上昇して、私立の大学で平均年間約86万円、国立でも約54万円がかかるという報道がされてございます。

町では、4年制大学の場合、1人当たり入学準備金として60万円、それから学費が月5万で、4年間で合計しますと240万円ということで、お一人300万円を借りるという状況になります。これらについて保証人に立っていただいて、それから卒業後返済ということになるんですけど、こういった時期で、なかなかその借りたものをある期間内に、私どもは先ほど申しましたように2年猶予を持って、2倍から3倍の期間、長く、なるべく大変な思いをしないで返してもらえるような措置をとっているんですけど、それでもなかなかこの時代では厳しいというふうを考える方々も少なくはないというふうには捉えてございます。

どういった形でよりよい貸し付け制度ができていくのか、私どももその辺についてはしっ

かり考えていきたい、そのように思っています。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） この返済の不安ということについては、一番は所得ですね。所得と、やっぱり返すのがなかなか難しいという、そういうあれがあると思います。当然、返還不要、給付型制度なんていうのも学生支援機構なんかでも今検討中な、一応書類選考とかいろいろあるので厳しい面があるんですけども、考えていると。文科省においては、支援策としては期間の延長とか、あとは月額3分の1の返済とかというようなことを検討中というようなことも聞いております。

ぜひ町としても滞りが発生しないように、軽減対策をしっかりとお願いしておきたいと思えます。

続きまして、3番の婚活事業の取り組みと内容はどうかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員の婚活事業の取り組みと内容についてご答弁申し上げます。

これまでの取り組みといたしましては、当時は農商工業の後継者対策としまして、平成7年度から産業課内に結婚相談所を設置して、結婚相談員等を委嘱して推進してきたところでございますけれども、この結婚相談所内では数組が結婚まで至った実績もありました。

ただ、平成16年度には、相談員の高齢化と、やはり社会の変化によりまして、10年続いた相談所を解散したという経緯がございます。

その後は、管内の共同でお見合いパーティーやイベントを開催して実施してきたところでございますけれども、全国の都道府県でも7割を超える都道府県で支援がなされていると。そのうちほとんど7割が200万円以上の予算をかけて実施しているところでございますが、ただ、効果はやはり出ていないというようなお話も聞いてございます。

当町におきましては、2年前に地方創生の先行事業といたしまして、商工会青年部が主催して婚活イベントを実施したところでございますけれども、当時4組がカップルとなりまして、めでたくその1組が結婚したという報告がございました。

今年度につきましては、委託費130万円を計上いたしまして、町のほうで実施したいと考えてございますけれども、現在、内容の詳細は未定ではございますけれども、厚労省の調査によりますと、やはり真剣な結婚の出会いの場だとなかなか敬遠されるということもございまして、自然な出会いの場が提供できるような気軽に参加できるものを検討してまいりた

いと考えてございます。

なお、専門のノウハウのある業者への委託も検討しながら、年内の開催につきまして進めてまいりたいと思います。

また、厚労省の調査では、やはり結婚しますと、当然出産、子育てが出てくるわけなんですけれども、やはりそれに一番求められているのは安定した雇用と収入ということがございますので、婚活支援という対症療法ではなくて、本質的な対策も今後力を入れてやっていきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 婚活、この取り組みということに対しては、これは異性関係なので、希望に合った異性が見つからなければ出会いの場所をつくってもだめだということで、なかなか難しい問題点があると思います。もちろん恋愛婚ならば一番いいことでしょうけれども、まあ、合コンとか町コンとかですよ。結婚相談所、民間の結婚相談所というのはやっぱりお金もかかるとは聞いておりますので、行政の結婚相談というのはやっぱり安心感があると思うんですよ。そういったことを踏まえて、成婚に結びつけていけたらいいなと思います。

また、総務課長からの答弁、あくまでも将来を見据えて、結婚したら町内での生活支援ということですね。これはやっぱり子供ができるということが前提なので、生活していれば生活支援ということですか、それは何かというとやっぱり食生活とかそういうことで、町に住んでいれば、どこかの町村でありましたけれども、1年間に米1俵を提供するとか、そんな取り組みをしているところがあるんですよ。

それと、最近、会津若松かな、母子手帳でスマホのサービスということで、健診とか、もちろんそういう予防接種とか、そういったものの健康情報サービスというようなものも一緒にプラスして取り組んでいるという話も聞いておりますので、ぜひ町としても成婚に結びつくようなイベント、企画を立ててほしいと思います。

大きな4番に入ります。

農産物の食品に対するブランド化の推進施策について伺います。

これと同じような質問は、私、28年3月に食品に対する町としての認定についての質問をしまして、当時の課長から答弁をいただいているんですが、今後どういう現状、今、町の現状、どういうような進み方、進行をしているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 7番議員のご質問にご答弁いたします。

農産物、食品に関するブランド化の推進の施策についてということでございます。

農産物、食品のブランド化につきましては、市場において価格を初めとしてさまざまな競争で優位に立つことができるというのがブランドということになっております。

ただしながら、ブランドの核については、長年の生産者、さらには農協を初めとした集荷、さらには販売店、行政が一体となった努力が必要だということでございます。

今ご質問があったように、町の認定ということでございますが、町の認定だけではなくて、市場価値を高めるためには、今申し上げたような長年の努力の中でブランドをつくり上げていくのが必要だというふうに考えております。

その意味では、岩瀬地域におきましては昭和30年度からキュウリの栽培が行われております。夏秋キュウリにつきましては国の野菜指定産地として指定が行われておりまして、全国でも一大産地として有名でございます。

そういうことで、長年積み上げていくということが重要ということでありまして、町におきましても、岩瀬キュウリについては、産地の確立ということで、現在でも防虫ネット対策等の支援を行いながら、関係機関とも協力しながらブランド化を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） ブランド化の推進というのは大変難しい問題だと思います。もちろん付加価値をつけなければならないし、需要の拡大、生産量、安心・安全なものをつくるというような形で、町としてのブランド化というのはなかなか難しいですが、最近では会津のほうで金山のカボチャ、田島のアスパラですか、南郷のトマト、そういうような形でかなりPRが届いているような感じが見受けられます。

ぜひ、このブランドということについては慎重に対応しなければならないと思いますが、県で、この前の報道ですが、県の新種の米、これが2020オリンピックのときに増資をして、2021年辺りから生産できるような、全国のブランド米と対抗していきたいというような形で頑張っていると聞いておりますけれども、全国のブランドと競争するということは大変なことなんです、コシヒカリ自体も最近ちょっと飽きられてきたのかなという感じもいたします。

米づくり部会で沖縄まで行って、北谷町辺りの販路の何というんですか、活躍というか、ご活躍していると思うんですけれども、やっぱり送料の問題とかもあってなかなか販売に結びつかないとは思いますが、ブランドとして町独自のものをぜひつくっていただきたいと思っております。

結局、今、全国では、やっぱりすぐさま、鎌倉の野菜というだけで、地産地消ですけれども、あそこは観光地ですからいろいろな店がいっぱいあるので、鎌倉の野菜というのが人気があって、ついでにハムまでつくっちゃって、鎌倉ハムなんていうのがブランド化を最近していますので、ぜひ町の対策として施策に取り入れて、ぜひ鏡石町でイベントをつくっていただきたいと思います。

最後になりますが、5に入ります。

続き、同じような質問なんですけど、GAPですね、最近新聞をにぎわしているんですけど、農業生産工程管理の対策ということと支援について伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

この農業生産工程管理、いわゆるGAPということなんですけど、これについては先月、県と県農協中央会では、いわゆる「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」を発表しました。これは、東京五輪が開催される2020年までに、いわゆる農業生産工程管理、GAP取得件数を現状10件を361件にふやして、原発事故による風評払拭を目指すとの報道がございました。国・県ではその認証取得費用の補助も創設をされているということでもあります。

さらに、先月開催されました夢みなみ農協の園芸大会においても、このGAP認証の取り組みの検討、推進について示されまして、JAにおいても積極的に取り組みを図っているところでもあります。

そういう中で、当町においても国・県の動向を注視しながら、普及所、さらにはJAなどの関係機関と連携しながら、農業者へそのGAP制度の周知を図って、さらには認証取得に向けました取り組みを推進して、安心・安全な農産物の生産に向けた取り組みを図ってまいりたいというふうに思います。

まさに、先月ですか、お酒の鑑評会においても、いわゆる5年連続で金賞、日本一に輝いたと。さらにこういった東京オリンピックに向けましてこのGAP制度、こういったものによってさらにさらに、福島県原発に対する風評払拭のためにも大きな有効な手段だというふうに考えておりますので、そういったことも含めて取り組みを進めていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番（畑 幸一君） いろいろな課題はあると思うんですけども、東京オリンピックとパラリンピック2020、その食材調達ですか、これに対して基準となる可能性もあるという

ようなことで、安心・安全の基準、県独自の認証制度ということでしょうけれども、その上にまたJAがつけば日本何とか制度GAPというのがありますし、グローバルですか、国際的な第三者の認証なんかもあると聞いておりますので、あとは会津のほうでは民間の団体ができたとも聞いていますので、ぜひ、この町長の答弁のとおり、風評被害の払拭にもつながると思うんですね。今後ますますこういったものに力を出して、安心・安全な食品という、生産を管理していただきたいと思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

ここで暫時休議いたします。

休議 午前10時52分

開議 午前10時56分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小林政次君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます1番、小林政次でございます。

田植えもほぼ終了し、水面に緑が映える美しい季節を迎えております。さらに、山々も緑が色濃く、山一面がもえる季節、生命誕生の季節でもあります。

さて、29年度も3カ月目に入り、予算の執行も本格的になる時期かと思われれます。経済活性化のためにも公共事業等の早期着工を望むものであります。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

1番、鏡石町重度心身障害者自動車燃料費助成事業についてであります。

現在実施しております福祉タクシー料金助成が、車椅子等を載せられるタクシーが非常に少ない、また運転になれている自家用車を利用したい等、車椅子利用者にとって大変不便な制度であり、利用できない方が多数ありました。以前から県内でガソリンの補助をしている市等があるとの情報を得て、そういう町民からガソリン補助の要望が多々あったところであります。

本年度、その要望に応え、近隣市町村ではいち早く自動車燃料費助成に踏み切ったのは賞賛すべきと思っております。

そこで、広報かがみいしに一部掲載されていましたが、本助成事業の助成資格、対象人数、助成額はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、重度心身障害者に対しまして自動車燃料費を助成することにより、外出の機会を多く持ってもらうなど、福祉の増進を目的に、平成29年4月から自動車燃料費助成事業を始めました。

本事業の助成資格につきましては、施設入所者を除いた町内に住所を有する身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aをお持ちの重度心身障害者で、かつ鏡石町重度心身障害者福祉タクシー利用助成を受けていない方が対象となっております。

対象人数については、平成29年4月1日現在で220名の方がおります。

助成額につきましては、自動車燃料券としまして2カ月で1,000円、年間6,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今答弁がございましたけれども、対象人数が220名ということで、これはあれですか、内訳ということで、身体障害者手帳1級、また2級、あるいは療育手帳Aの方だと思わんですけれども、この人数わかりましたらばお願いしたいと思います。

それから、広報かがみいしを見ますと、指定給油所、これが3社ということで載ってございましたけれども、この指定給油所ですけれども、主に北側が2社、それから東側が1社ということで、南側はそれが該当になっていないんですよ。

そういうことで、なぜ鏡石町内で営業しているガソリンスタンドを全部含めなかったのか、その理由は何か、また、将来の利便性を考えまして、指定給油所ですか、これをふやす考えはあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） まず、220名の内訳でございますが、1級につきましては134名、手帳2級につきましては63名、療育手帳Aにつきましては34名ということで、なお、うち重複者もおりますので、ご了解いただきたいと思います。

なお、次に指定給油所の指定につきましては、今のところ町内業者3社につきまして指定しているところでございます。

なお、議員さんおっしゃいます南側で営業している業者につきましては、今現在のところ指定しておりませんので、その辺については今後の研究課題とさせていただきたいと思います。
以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 南側のガソリンスタンド、研究課題ということでありまして、実施の方向で進めていただきたいと思います。

次に、燃料費助成事業につきましては県内でも実施が早いと思われませんが、現在県内でタクシーとガソリン助成の両方を実施している市町村と金額と、またタクシーの初乗り運賃は幾らかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 現在、福島県内でタクシー券とガソリン券の両方を助成している市町村でございますが、二本松市、郡山市、白河市、棚倉町、浅川町の5市町であります。ガソリン券の助成額につきましては、年額1万5,000円が1市1町、1万4,400円が1市1町、1万2,000円が1市となっております。

タクシー券の初乗り運賃1キロについては、一般社団法人福島県タクシー協会の資料によりますと510円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 既に5市町ですか、これが実施しているということでございます。

それで、今年度から鏡石町が助成するということではありますが、申請がおくれた場合に、これの本町の助成額と交付方法はどうなっているのか、どのように規定されているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 重度心身障害者自動車燃料助成費については、燃料券として2カ月で1,000円、年間6,000円となっております。

交付方法については、担当課窓口で申請いただき後、助成資格を確認し、当日受給資格証と燃料券を交付しております。

なお、助成額は1年を2カ月ごとに区切り、申請した日の月数に応じた額になりますが、初年度であることから、4月1日時点で助成資格がある方については9月末日まで猶予期間

を設けまして事務を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 9月末日までですか、猶予期間があるということで、ちょっと安心はしておりますけれども、あと後ほどもう一回質問したいと思います。

先ほどの答弁ですと、鏡石町は他市町に比べまして燃料費助成額が半分以下と低い額であります。これは何を基準に算出した額でしょうか。

また、タクシー助成額ですか、これちょっと古い金額かもしれませんが、1万4,400円と聞いております。これに対しても半分以下の額であります。

このように差をつけたのは、どのような理由によるものでしょうか。ということは上限が6,000円ですよね。そういうことでかなり低いので、どういう理由でありますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 先ほどご答弁申し上げましたが、当町の自動車燃料助成額は2カ月で1,000円、年額6,000円となっております。

この助成額は、鏡石町重度心身障害者福祉タクシー助成額を参考に算出しておりまして、タクシー料金助成額は現在1万4,400円で、この助成額で年間での39キロの移動が可能となっております。この39キロを自動車燃料費で算出しますと、年間約4リットルでありまして、約500円の助成となってしまいます。

本事業としまして、重度心身障害者の外出の機会を確保する目的でありますので、自家用車を保有しておれば車検整備等の維持費等も必要と考慮しまして助成額を算出したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 先ほど金額をおっしゃったんですけれども、私もちょっと調べてみまして、郡山市、これはタクシー助成が1万5,000円、ガソリンが1万5,000円ということで、同額でございます。それから、白河市、これはタクシーが初乗り助成分30回分、ガソリンが1万2,000円、それから二本松市が、タクシーが1万4,400円、ガソリンが1万4,400円ということで同額。

これからすれば、先ほど計算上ではそういうふうになるのかもしれませんが、かなり低いんですよね。ということは、近隣の市町村の動向等を見てこれは決めましたか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、移動距離を換算した中での助成額を決定したということでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） しつこいようですけれども、普通これを決める場合には、近隣の動向、そういうものを見ながら今までは決めておりました。そういうことが多かったです。

それで、今回だけタクシー助成金が鏡石町、1万4,400円に対しまして6,000円ということとで半分以下ということはちょっと納得がいきません。そういうことで、今後検討してください。

次に、3月の予算審査特別委員会で実施時期をお尋ねしたところ、4月から実施するとの答弁でございました。随分スピーディーに事務を進めると感心いたしました。

しかし、個人通知が5月下旬に届き、広報紙が6月初め配付であります。4月実施であれば、今までですと3月下旬か、遅くとも4月初旬にPR、周知し、速やかに申請をしていただき、事務処理をしてきたはずであります。

県内でもいち早く助成をするわけでございますので、他市町村及び町民へのアピールのためにも早急に事務処理をすべきであったと思われませんが、本事業の周知、PRはどのように行っているのか、また、公平に行っているのかということでございますが、これは以前に出しましたので、現在は広報となっておりますので、どのように行ってきたのかということになります。そういうことでお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 周知、PR方法については、5月中旬に対象者全員への制度のお知らせ通知を行っております。また、6月号の広報紙に掲載するなどして全町民にPRを図っております。

なお、これまでの鏡石町重度心身障害者福祉タクシー助成の申請に来られた方については、助成資格が同じことから、自動車燃料券の制度について説明し、希望者に燃料券を交付しています。

先ほども申し上げましたが、なお、初年度であることから、4月1日時点で資格がある方については9月末までの猶予期間を設けまして事務を進めておりますので、ご理解のほどを

お願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁でありますと、町民からの申請、これは早くて5月末、ほとんどが6月中旬ごろになろうかと思われま。そういうことで、燃料費助成額は、先ほど答弁のとおり、月の区分に応じて対応する額を助成すると定めてあります。

現在、町の周知が大分おこなっている現状であります。そういうことで、町民に不利益を与えかねないと思われま。申請が規定よりおこなった場合、9月からおこなった場合の再周知はするの、また、あくまでも規定どおりの計算で算出し、9月を過ぎた場合には減額助成するの、再度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めま。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

なお、初年度であるということで周知期間を設けま。9月末までというふうな猶予期間を進めておこなっていますので、その中で対応していきま。というふうにまいっています。そういうふうにおこなっていますので、ご理解のほどお願いま。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 周知の仕方でございますが、先ほどの答弁ですと、既に助成を受けている方もいるということで、タクシー利用している方はどちらか選ぶということだと思わ。ですけれども、その関係で町民全体に周知してないうちにやっているわけですね。それで、一部の方だけが知っているというのが公平に欠けるのではありませんか。そのようになった原因はどこにあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めま。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

事務処理の関係で、その周知が5月中旬に延びたということで、このような形になっているわけでございますが、これにつきましては、燃料を入れます指定業者さんとの事務的手続等にも時間を要したというふうな状況でございます。それで1カ月ほどおこなってしまったというふうな状況でございます。

なお、周知につきましては、先ほどから申し上げておこなっていますとおり、対象者につきまして

は個別通知をさせていただきますので、それでご理解のほどをお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今後はこのようなことがないように、速やかな事務処理をお願いしたいと思います。

次に、2番の重度心身障害者医療費助成制度についてであります。

本件につきましては、平成27年11月25日に根本公二氏より、償還払いから現物給付へ制度変更してほしい旨の請願書が提出されておりました。

平成28年3月10日の産業厚生常任委員会で再審議されて、3月定例議会で採択となった経緯がございます。

当時の担当課長の説明では、27年12月現在で償還払い59市町村中51市町村であり、現物給付は7市町村、実施していないところが1市町村とのことであります。

また、現物払いを実施している7市町村は、地域の医師会の協力を得た上で実施できているが、管内の市町村、須賀川市、天栄等を含めましては医師会の理解を得るのに相応の時間を要するとのことで、現時点では実施が難しいとのことであります。

しかし、市町村からの要望、質疑等も多数あり、国保連合会のほうでは県全体で実施できないか検討を始めているともありました。そのことに加え、現物給付を実現するため、今後は県に対して積極的に働きかけを行うとの力強い答弁をいただいていたところであります。

私の考えも、管内の医師会を越えた医療機関の給付の取り扱いが難しいこと、また、県全体で国保連合会を通して現物給付を行ったほうが、県全体の給付が統一され、よりベターな給付ができるとの思いと期待感を持ったものであります。

しかしながら、約1年半過ぎましたが、一向に現物給付移行への進展は見られず、償還払いのままであります。

現物給付へ改正された場合、助成を受ける方の手数、受診医療機関からの助成申請書への証明を受けることや役場への申請書提出等及び役場の事務、申請者への決定通知、それから月別集計表等の事務が軽減されまして、本人の時間的、交通的軽減はもちろん、役場の事務的軽減等にも大きく寄与すると思われまます。

そこで、27年12月以降の県への働きかけは誰に対して行い、何回くらい行ってきたのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 重度心身障害者医療助成法につきましては、現在、受給者が医療機関の窓口で一部負担金を支払い、医療機関の証明を受けた申請書を町役場に提出し、後日、本人等の金融機関の口座に振り込みを行っております。

福島県国民健康保険課によると、平成30年度を目標に全県での重度心身障害者医療の現物給付化を検討しているという説明がありました。

現在、町では、県や国保連合会が開催する会議の際に、現物給付化の進捗状況について情報収集に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今回の答弁でありますと、積極的に行っているとは考えられません。担当者会議のほかに、なぜ直接課長等へ要望しなかったのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 毎年、担当者会議が開催されてきて、その進捗状況がご説明ございまして、現在のところ30年度というふうな目標で動いているというふうな情報をつかんでいたという状況でありましたので、その中での要望ということで開催していただいたのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 繰り返しになりますけれども、さきに述べたように、障害者等弱い方にとって医療機関や役場に何度も足を運ぶのは大変な負担であります。また、介助している家族にとっても大きな負担となっております。

そのように、本人、家族への負担が大きい現在の助成制度に対し、対象者への負担軽減をどのようにすべきと思うか。先ほど答弁がありましたけれども、また、負担軽減のためもっと積極的に県等への要望活動をしようとは思いませんかということで、30年をめどに考えているからということでございますが、それが本当に実現できるのかちょっと不安でもありますので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 先ほども答弁いたしましたとおり、現在の重度心身障害者医療費助成制度では、受給者が一度医療機関の窓口で一部負担を支払い、後日払うというふ

うな状況でございます。先月5月30日に開催されました福島県国民健康保険課主催の会議では、現在のところ、早くて平成30年度を目標に、重度心身障害者医療費の医療機関の窓口での支払いを軽減する現物給付化を実施する方向で検討しているというご説明がありましたので、今しばらくご理解のほうをいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁で終わるわけでございますが、町民ファーストとしまして早急に実現していただきたいと思っております。

それで、30年でございますので、30年が必ず実現するように、その担当者なり、あるいは課長等ですか、それらにその都度要望していただきたいと思っております。

次に、3番の新地方公会計制度についてお尋ねいたします。

本制度の導入の背景には、北海道夕張市が平成19年3月に財政再建団体に指定され、同市の財政状況に関する調査報告で、同市が財政悪化を意図的に隠すような事態が判明したことにあります。

地方公共団体の財政に対する住民や議会によるパブリックガバナンスが発揮されるためには、正確な情報開示が不可欠であることが、改めて認識されたものであります。

さて、我が町の新制度導入につきましては、27年度から取り組み、29年度まで業務委託等を3年間継続的に実施しております。新年度予算説明資料には、固定資産台帳整備並びに公共施設総合計画策定をし、財政状況等の開示をするとともに、資産、債務の適正管理や有効活用の評価云々とあります。

3月末で公共施設総合計画は策定されましたが、制度内容及びそのほかの進捗状況の詳細がわからない現状であります。

そこで、新地方公会計制度導入の目的は何か、また、メリット、デメリットはどういうものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

新地方公会計制度の導入につきましては、ご承知のとおり平成27年度から準備を開始しまして、準備着手から3年目を迎える今年度末でありますけれども、末には作成した財務書類の公表というものを予定しております。

平成18年8月の地方行革指針における要請以降、平成27年7月の総務大臣による全市町村への要請を受けまして、取り組みを開始しました。

制度を導入し、財務書類を整備、公表する大きな目的というのは2つございまして、1つには、財務書類の作成、公表によって透明性を高め、地方公共団体としての説明責任をわかりやすく、より適切に果たすことができることが1つ。2つ目は、財務書類から得られる情報を有効活用することで、財政の効率化、適正化を図ることができることの2点であります。

メリット、デメリットでありますけれども、メリットは今申し上げた目的で挙げられた点であります。デメリットについてでありますけれども、財務書類を作成するに当たり、大変その業務量、さらにはコストが増大することなのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） この制度を導入するに当たりまして、会計モデルがいろいろあるとお聞きします。3つくらいあるのかな。

そういうことで、鏡石町の会計モデルはどのようなものか、また、現在の公会計制度との大きな違いは何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ちょっと最初何て言ったか、ちょっともう一度お願いしたいんですが。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） この制度を導入するに当たりまして、会計モデルがいろいろあるとお聞きしております。私は3つくらいあると聞いておりますけれども、その関係でございます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の会計モデルでございますけれども、これにつきましては総務省方式の会計モデルを採用したいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 先ほど町長の答弁にもありましたけれども、再度質問いたします。

導入するに当たり、新たにどのような事務が発生しますかということで、先ほどよりも詳しくお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この制度を導入するに当たりまして、新たな事業ということで、27年度から3年間継続事業として取り組んでまいったところでございます。

これまでの取り組みにつきましては、27年度につきましては、この資産を把握するために各課から照会を行いまして、それらの資産の調査についてどのような項目で資産をまとめるか、さらに28年度につきましては、毎年老朽化していく公共施設の管理について、将来的なコストを平準化、さらには改修につきましては、それらを今後つくって、国が用意しております支援策にのっけていくための公共施設等の管理計画をつくったところでございます。

平成29年度につきましては、これまで調べました資産等をもとに財務4表を作成する基礎資料としてつくってきたものですから、今後、先ほど申しました29年度末にはそれらの財務4表を公表して、今後のこの財務書類から得られる情報を財政の効率化、適正化を図ることに生かしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 先ほどの答弁で、各課より27年度に資産の把握をしたということでございます。

そういうことで、目的の中に資産や債務の正確な把握と管理がありますが、特に固定資産台帳の整備はどこまで進んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

固定資産台帳の記載対象でございますけれども、これまでも固定資産台帳というのはございましたが、全く簡便なものでございまして、今後、土地、建物だけではなくて、防犯灯とか、防火水槽、道路、農業排水路等の工作物も含まれると。さらに各施設に配備されております高額な備品、こちらは取得価格50万円以上になりますけれども、これらのものも全て資産として加えられるということでございまして、これらを対象といたしまして、平成26年度と27年度分につきましては各課に照会を行いながら、これらの資産の所在地、面積は当然なんですけれども、取得日、価格、さらに予算科目、あと当然ながら残存価格も今後加えながらデータベースにしていくということで、27年度末時点でございますけれども、現在のところ、データベース調整中ではありますが、登録件数につきましては大体6,900件ほどになると。

内訳としましては、土地が5,000件、そのうち道路底地が4,570件、建物が、こちら棟単位になりますけれども、120件の建築物が登録されているところでございまして、28年度分以降につきましては、26、27と同様の照会をしながら資産の増減を把握しながら反映させていきたいと考えてございまして、財務書類の作成に当たって反映させていくというところがございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 税務町民課の固定資産台帳には、売買契約を結んでおりますが、その後、鏡石町への所有権移転登記を行っておらず、いわゆる未登記のままでXやYの枝番で町所有を区別していると聞いております。

そういうことで、税務町民課の固定資産台帳でXやYの枝番で区別している地目別地積の合計はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ご質問にご答弁申し上げます。

税務町民課に備えてあります固定資産課税台帳は、固定資産税の賦課資料となるものでございまして、土地の1筆ごとに地目、地積、評価額及び課税標準額が記載されております。

ご質問ありました記号による枝番管理をしている筆数につきましては、全部で415筆あります。地目で申し上げますと、宅地14筆4万9,245.76平米、田22筆2万8,185.03平米、畑14筆9,683.92平米、公衆用道路334筆1万7,167平米、その他11地目ほどございまして全部で26筆5万9,757.95平米となっております。地積の合計は16万4,039.83平米となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁で、全体で16万4,000何がし平米が未登記であるということで、大分未登記の物件が残っていると思われまして、以前にも一般質問がありまして、早急に解決すべきとの指摘がなされておりました。

今回の新地方公会計制度の固定資産台帳での取り扱いはどのようになっているのか、また、移転登記は行わないのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

未登記の部分の町の資産の反映ということでございますけれども、町の固定資産の資産として、道路、特に多いのが、道路とその底地が未登記ということが多いということで、さらには公衆用の水路ですね。ただ、町のほうの資産管理では、道路は何号線というような感じでなっております、この道路というくくりでは未登記の部分は含まれてございません。ただ、底地となりますよね、道路以外にのり面等もありますから、それらのものも含めた底地については、この資産には含まれていないというところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1 番、小林政次君。

〔1 番 小林政次君 登壇〕

○1 番（小林政次君） ちょっと今聞き漏らしたかもしれませんけれども、道路と底地があつて、のり面ですか、底地は含まれていないとわかりますけれども、この道路も含まれていないということでしたか、もう一度お聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

道路は町道何号線という形で管理されますので、未登記の部分もやはり含まれてしまうと。ただ、底地としては筆ごとに地番で管理されますので、そちらのほうは含まれていないというところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1 番、小林政次君。

〔1 番 小林政次君 登壇〕

○1 番（小林政次君） 疑問でございますが、なぜ所有権移転登記ができなかったのか、登記をしない理由は何か、登記できないものを資産に含めてよいのかということで、最後のこの資産に含めてよいのかというのが、所有権はありませんよね。それで、今の道路等は何号線ということで含まれているということでございますが、その辺をもう一度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当然今おっしゃられたように、未登記の底地は地番に町の分と入っていませんので、そちらのほうは資産には入っていないというところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1 番、小林政次君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) 今回の台帳整備、それをやっていますので、この機会にできる限り全件移転登記をして適正な固定資産台帳を整備すべきと思われますが、もう一度お伺いします。その考えはございますか。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(柳沼英夫君) 固定資産の管理につきましては、当然ながら登記された順から資産のほうに入れさせていただきたいと。

なお、登記につきましては、毎年少しずつではありますけれども進めているところでございますが、なかなか年数ももう20年以上たっているという部分もございまして、登記が非常に困難になってくるということもありますので、町としましても極力登記できるような形で進めさせていただきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長(渡辺定己君) 1番、小林政次君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) 今、年数が20年以上たっているということで、この登記関係は年数がたてばたつほど非常に難しくなります。ということは、所有者が亡くなった場合には、そのところの子供、それから孫とかだんだんふえていきますので、非常に難しくなりますし、実際はなっているのかなと思っております。

ただ、何かの方法でこれをおこなないと、実際は、町であるといえ、道路とかはそんな問題はないのかもしれませんが、個人の場合では、登記をしないものが、売買契約とかして登記をしないものを後から登記した場合には、後からの所有者ですか、それに権限が移りますので、町も同じだと思います。ただ、道路等だからしないかもしれませんが、

そういうことを、結びになりますけれども、やらなければならない事務は早急に処理しまして、健全で未来ある鏡石の行政を実現させることを強く祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長(渡辺定己君) 1番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 吉 田 孝 司 君

○議長(渡辺定己君) 次に、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員、自由民主党鏡石町議会議員会長の吉田孝司でございます。

議員当選後、公約どおり、一般質問には毎回登壇させていただいております。

今6月定例会におきましては、連続通算して8回目ということでもありますので、これが遅かれ早かれ、町議会議員として私に与えられました4年間の任期の前半2年間で締めくくる一般質問にしたいと思っているところであります。

さて、改正地方自治法が6月2日の参議院本会議にて成立し、地方自治体における監査委員の権限が強化され、公金の無駄遣いと不正支出を減らすべく、監査委員が首長に改善を勧告できる制度が設けられ、来年度から段階的に施行されることになりました。これは地方自治における財政健全化に資する有意義な制度になるものと確信しております。

また、遠藤栄作町長におかれましては、過日、福島県町村会の会長に就任されましたこと、まことにおめでとうでございます。我が町の町長としての任期は残すところ1年を切っておるとは思いますが、今後は我が町を含む福島県内全ての町村長の代表としてご活躍くださるよう切にお願いを申し上げます。

一方、6月2日に開催された福島県町村議会議長会の総会では、くしくも私の友人でもある小野町議会の村上昭正義長が会長に就任されました。

村上氏は、私が会長となり、広報かがみいしにも案内を掲載させていただいて、毎月セミナーを開催しております鏡石地域包括ケア研究会にも、他の小野町議会議員とともに熱心に勉強においでになられ、地域包括ケアについてしっかり学んでお帰りになりました。

以上、私のよく知る2人の先輩方が、福島県内の町村の発展のためにともに手を携えながら尽力され、活動を推進していくことを大いに期待しております。同時に、我々も最大限の努力と協力を惜しまぬつもりであります。

我が町において抱える問題についても、町内における小さな問題から、周辺の市町村、そして県、さらには国を取り巻く大きな問題まで、さまざまな課題が山積していると思います。広域連携とも言われますように、今やICTを有効活用しながら、横のネットワークを大切にして協働で問題解決に当たる時代になっていると認識しております。

海外に目を向ければ、北朝鮮のミサイルによる我が国への威嚇と世界平和への挑発が頻繁に行われている一方で、米国のトランプ大統領は、地球温暖化対策の国際ルールであるパリ協定を離脱表明して、自国第一主義をますます明確にするなど、北太平洋地域の安全保障の充実と米国を初めとする貿易大国の経済政策に対抗する我が国の国家、国民を挙げた真剣な取り組みが必要な時代に突入しており、我々は決して安穏としていられる状況にはないことは明々白々であります。それを聞いてもなお日本国民は平和ぼけして安穏としているとするのならば、それは愚の骨頂であると言わざるを得ません。

こういった世界情勢からも、我々地方政治家は、地域住民のために真剣に学び、生かし、実践していかなければならないと考えます。温故知新の精神のもとで、小さな事柄ばかりに拘泥するのではなく、まずは大局に目を向けて、その上で小事に当たっていく必要があると考えます。

我が町においても、私的问题による個人攻撃や権力争いではなく、常に町民ファーストの視点から我が町の住民福祉の向上のため最大限尽力することこそが、我々地方政治家に与えられた使命であると考えております。

私は今後も、毎月発行しておりますうつくしまふくしま鏡石版において、我が町の現状及び課題、その解決策について町民に対して積極的に発信してまいりたいと思っております。

それでは、今回の私の一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

まず初めに、第1のテーマとしまして、我が町における防災・減災対策であります。

今、私の手元に、過日、5月21日の福島民友がございますが、防災に関心を持っておる県民が県民全体の87.6%おるというふうな研究データが出ているということではありますが、東日本大震災を経験した我々福島県民にとっては、災害に対する意識が高まっているのは皆様方もご承知のとおりかと思えます。そういった中におきまして、我々は、防災、そして実質上は減災という形になるかと思えますが、そういった対策をしっかりと講じていかなければならない現状にあるのは間違いございません。

まず、我が町におきまして、防災無線、正式には防災行政無線ということかと思えますが、こういったものが仕組みがあると思えますので、こちらについてお聞きしたいと思っております。

まず、我が町において、防災無線、防災行政無線がどのような状況に置かれているか、その設置の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防災無線の設置状況につきましては、当初、農村情報連絡施設ということで始まりました。その後、条例を制定しまして現在の形になっているところでございます。

現在のところ、役場に親局が1カ所ございまして、遠隔制御局としまして須賀川消防署鏡石分署に1カ所、あと各地域に無線を到達させる子局が30カ所設置されてございます。

そのほか、各家庭に戸別受信機が今のところ2,881台設置されているところでございまして、業務としましては、農業振興に関する事項の伝達、町の工事広報事項、災害緊急事項、その他の行政事項に関して情報の伝達をするというような業務になってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、詳しく親局等々の説明いただきまして、我が町の防災行政無線については、これはアナログですか、デジタルですか。ちょっとその辺、私、専門家ではないんで、詳しくその辺も教えてください。お願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

我が町の防災無線につきましては、これまでアナログでございましたが、平成26年度から順次デジタル対応になるように、26年度には町の基地局の操作盤、27年度には親局と子局4つ、あと電波調査、28年度には子局7カ所、あと29から32年度まで子局を順次デジタル対応になるように改修しているところでございまして、今入れている設備につきましてはアナログとデジタル両方対応できるということでございますが、ただ、各家庭に貸し出されている戸別受信機はアナログでございまして、先ほど申し上げましたように、どちらも対応できるということで、今のところデジタルとアナログ対応できるようなものに更新途中でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長に答弁いただいたように、今の世の中の流れといいますか、これ総務省のほうでも恐らく全国の自治体に対してアナログからデジタルに切りかえるように推進しているんだと思うんです。そういう中で、これは一般的な話になるかもしれませんが、アナログがデジタルになることによって、メリット、デメリットがやはり出てくるのかなというふうに思いますが、その辺はどのようなことでしょうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私も専門的なことはわかりませんが、デジタルにいたしますと、今までは音声だけであったんですが、デジタルにしますと、文字情報や位置情報、こちら移動局になりますけれども、その他視覚による伝達が可能になるということを聞いてございます。

なお、当然、広域消防との連携も今後考えられますけれども、広域消防につきましては既に25年4月からデジタルに改編されているところでございます。

また、デメリットにつきましては、当町につきましては平らな土地であるんですが、どうしても山がちな地形の地域ではやはり不感地帯ができてしまうというようなデメリットがあると聞いております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 我が町は、幸い平らな町、山のない町でありますので、デジタルになることについては私の町では余り弊害がないのかなんていうふうに、今、課長の答弁聞きながら思っておりました。今後、デジタル化がどんどん推進されるのかなと思っております。

そういった中におきまして、今実際に起きている問題としまして、この防災無線、防災行政無線がなかなか聞こえないというご家庭、あるいは地域において聞きづらいと、難聴ということだと思いますが、そういった世帯あるいは地域があるということで話を聞いておりますが、実際にこういった問題点の確認、調査等が行われたのかどうか、あるいはその対策等は講じられたのかどうか、これまでの経緯をお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど、平坦なので余り弊害はないということをお話ししましたけれども、やはり難聴地域はございまして、屋外用の子局からの放送が聞き取りにくい場合につきましては、各家庭に設置する戸別受信機で対応しておりますけれども、それでも入りにくいといった場合につきましては、当然、機器の点検修理を行ってございまして、設置場所とかアンテナの向きを確認しながら改善を図っているところでございます。

また、それでも改善されない場合につきましては、各家庭に屋外アンテナを設置して、難聴をクリアするというような事業も実施してございます。

また、難聴の調査でございましてけれども、当然、電波調査はしておりますけれども、戸別家庭のところまでは実施しておりませんで、町全体の電波調査ということでご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時55分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 午前中の続きであります。先ほど総務課長答弁では、戸別に家庭の難聴状況、それをチェック、確認はしていないということでお聞きしていますが、これはしっかりやっていただきたいと私は思います。

例えば、いかなる方法をもってしても、例えば紙を配るだけでも結構だと思いますし、あるいは広報かがみいしに載せていただくだけでもいいですし、あとそれこそ出向いて行って、役場職員あるいは区長さんとか協力いただいて、何かしらの方法でやっていただかないと。

なぜならば、先ほど申し上げたように、全てのといいますか、八十何%もの県民、同じように町民の方も、やはりこの防災対策は考えていると思うんですよ、防災認識ですね。ですので、この無線がちゃんと町民の方に届かないと、情報が届かないということは、これはあってはいけないことだと私は思いますので、しっかりその辺は徹底していただきたいと思っています。

そういったことも含めまして、今後、防災無線、防災行政無線が有効かつ、さらにさまざまな多様な目的のために使われるということが今後考えられると思いますが、その辺についてはどのようにお考えになっているかお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防災無線の有効かつ多目的な活用方法につきましては、現在のところ、主たる目的であります非常・緊急事態における連絡、さらには広報活動に支障の範囲内におきまして、町の行事の周知や農業振興に関する事項の伝達等に活用しているところでございます。

お尋ねの多目的な活用法につきましては、今後も施設の整備と維持管理を行いながら、適切な運用を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私も具体的な方法というのはなかなかアイデアも思い浮かばないんですが、私も考えなくちゃいけないところだと思いますけれども、ぜひこれ多目的に、今も毎日私もよく聞くようにしているんです。今まで防災無線聞こえないというふうに人に言われるまで、この防災無線というのはある意味聞き流していた部分もあります。しかし、最近は、聞こえない人がいるという、町民がいるということもわかってからは、私は逆に意識して聞くようにしました。そうしましたところ、やはりいろんな情報が町のほうから流れてきてい

るのはわかりまして、これはいいことだなと思いますので、ぜひともさらなる活用をお願いしたいと思います。私もいろいろアイデアを考えてみたいと思っております。

続いては、消防活動、特に消火活動についてであります。ことし、あるいは去年と、たくさん火事が起きていると、町内において、そのような感じがいたします。

そこで、我が町の最近の消防団の出動状況はいかなるものかお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

最近の消防活動ということで、平成28年度には建物火災1件と野火火災1件の2件の出動がございましたけれども、本年につきましては、本年4月に建物火災が2件発生しまして、延べ143名の団員が出動して消火活動を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、実際の件数をご報告いただいて、これ今聞く限りはそんなに多くないんだななんていう、件数を数えるとですよ、そういうふうな感じはするんですが、私の印象としては何か最近多いような感じがしていますが、この火災の発生状況というのは、過去の、例年、さらにもう少し前から見てどのような状況でしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

最近ですと、28年度で申し上げますとそうなんですが、28年で言いますと、ご存じのように高久田の建物火災、その他火災、あと成田の建物火災、あと27年度につきましては、建物火災が3件、あとその他火災が1件ということで、大体ここ数年来いきますと、大体3件から多くて4件というような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういうふうにお聞きしますと、最近がうんと多いわけではないということがよくわかります。しかし、そういう何か印象的な火災が多かったななんていう感じなんですね。

そこで、火災が発生しますと、ご本人といいますか、一番最初に火事だとわかった人が119番通報して、火災ですか、救急ですかということで、その後のいろんなところがスター

トするわけだと思いますが、その各地通報、そして消防団出動ですね、最終的には鎮火というふうなところまで至ると思うんですが、これなかなか難しいと思うんですが、どのぐらい時間かかっているのかということで、もしそういう統計データがありましたらお聞かせいただきたいのと、そこでそういった統計データを踏まえて町としてはどのようにお考えになっているのか、その辺についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

通報から鎮火までの平均時間ということで、町消防団及び須賀川消防署、いわゆる常備消防にもお聞きしたんですが、火災については何か統計記録はないということでございました。

ただ、本年4月の建物火災について調査していただきましたところ、大体通報から出動までが2分、出動から現場到着までが約6分、現場到着から鎮火までが約50分と、今回の4月の火災ではなっているということでございまして、これについて、消防団につきましては、消防団の現着につきましては、地元の速い分団は当然常備と同じくらい速いということで、その後、順次到着した分団につきましては、状況に応じて消火作業や常備消防の後方支援を行っているということで、その辺の連携については防災訓練とか指導会などを通じて訓練に努めてまいりたいと考えております。

あと、時間についての町の考えでございしますが、消防団員につきましては、当然ふだんから仕事を持っているということで、火災があってもなかなかすぐには出動できないということもございしますので、今申し上げましたように、順次着いた順から後方支援等を活動していただいて、その後は、常備消防が帰った後の消防団の重要な事業としましては残火処理、さらには建物火災のサイレンの警備が一番の事業となっておりますので、そのような形で消防団としては進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 以前からこの消防団の問題については私も何回も質問しているわけですが、なかなか消防団のなり手の問題も含めて問題を抱えているわけでありまして。

そこで、今、具体的な一例として時間をお聞きしまして、通報から出動まで2分、出動してから到着までが6分、到着してから鎮火するまで50分ということで、合わせますと大体1時間ぐらいかかっているわけですね、通報してから。そうしますと、1時間燃えていますので、ほとんどやっぱり全焼になっちゃうんではないかなというふうに推測されるわけです。

そういったことも考えると、やはりこれは火が出ちゃってからでは遅いんだということが

わかるわけです。もちろん火が出てしまったものは消さざるを得ませんけれども、できれば火が出ない、要するにそういった防火に対策を講じなければいけないなどというのは、これから見るとわかるのかなと私は思いますが、防火対策といたしますか、火災の予防といたしますか、その辺についてはどのようにお考えになっているかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当然火災が起きてから燃えなかったとするわけにはいきません。当然火災が起きましたらば、他に延焼しないように食いとめるのが一番の事業でございます、その前に火災を出さないということがやはり重要ではないかと思っております。特に、常備消防でも、消すのは当然なんです、特に力を入れているのは火災予防でございます、町消防団におきましても、日ごろの消火訓練はもちろんのこと、毎週、機械点検を行いながら、町内を回って防火を呼びかけているということが、一番の今のところの防火に対する啓発ではないかと考えてございます。

あと、婦人消防隊におきましても、やはり家庭内で一番火を使う女性の立場から、火を出さないということが一番重要ではないかということで、女性消防隊のほうでも予防・啓発に努めているというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 火を出さないことがやはり大事であります。私が日ごろから思っていますのは、火事には至りませんが、結構、ひとり暮らしのおうち、特にご高齢のひとり暮らしの方で、例えばストーブとかをつけたまま、もう時期的には終わりましたけれども、冬の時期にストーブをつけたまま、そのまま外出してしまったり、あるいはそれを逆に覚えているのか、忘れたのかわからないんですね。要するに、そういうことも問題、いずれはこれ火災が発生する可能性があるんじゃないかなと私は思っています。そういう意味では、ひとり暮らしの高齢者のそれに対する見守りといたしますか、そういったことも、ぜひとも、ひとり暮らしのご高齢の方を見守るような仕組みづくりみたいなものも、ぜひとも町として行政区と協力しながらやっていただければなと思っております。これはお願いとして述べさせていただきました。

最後に、消防についての最後の質問になりますが、先般も話がありましたけれども、高久田1番地ですか、端っこの火災のときにも問題、話になりましたけれども、いわゆる消防水利、水の問題、火を消すための水をどうするかということで、特に我が町は周辺いろんな市

町村に囲まれているわけでありますが、その市町村境の火災について、消防水利がもしかしたら問題になるんじゃないかなというふうに私は考えました。

そこで、実際に我が町としては、その辺の問題をどのようにお考えになっているのか。あるいは今申しあげましたように、周辺市町村と消防水利を共同利用するような、先ほど私申しあげましたように、広域連携という中では、やはり消防も、今後、広域連携の一つだなと私も考えておりますので、そういった点で消防水利の周辺市町村との共同利用についてはどのように今のところお考えになっているか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

市町村境の消防水利の共同利用ということで質問でございます。

当然ながら周辺市町村との連携といいますか協定も結んでおまして、使っていていいということになってございますが、やはり先着した者が一番直近の水利を使うものですから、当然ながら、鏡石が例えば矢吹境に行ったときに、例えば一番速いのは久来石ですけれども、久来石の分団が行った場合に、まだほかの隊が到着していなければ、それは率先して使っていてと考えてございます。

ですから、地元以外が先に着くというのはなかなか難しいんですけれども、一応そのような取り決めになっておりますので、行ってすぐわかるような水利であれば、先着隊がやはり一番直近の水利を使うのは全然問題ないと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひ、先般の火災、あるいはそういった課題としてよくお考えになっていただいて、周辺市町村ともやはり仲よくしていただいて、とにかく我が町の町民のために、特に今申しあげた消火活動、消防活動についてはぜひともさらに進めていただきたいと思っております。

続いての質問に移らせていただきます。

続いての質問は、鏡石町における弱者対策ということでテーマを設けさせていただいております。

まず初めに、我が町における障害者対策についてであります。

昨年4月1日、28年4月1日には、障害者差別解消法が施行されております。この法律に関しては、私も質問いたしましたし、他の議員からも一般質問等でやはり質問は以前に出ました。この法律が施行されて2年目に入るわけでありますが、この法律に基づく我が町にお

ける施策を今のところどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にお答えします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、ともに生きる社会をつくることを目指し、平成28年4月に施行されました。

この法律では、正当な理由がないにもかかわらず、障害を理由としてサービス提供を拒否することや、障害のある人、ない人の平等な機会を確保するために、障害の状態等を考慮したサービスを提供することが求められております。

町では、この障害者差別解消法についての啓発が重要と考えております。今後、広報紙やホームページ等を活用しまして、町民や事業者の皆様への周知を図ることで、障害者への理解を深めることができると考えております。このような事業を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長答弁いただきました。

私の手元に国の内閣府が発行しているパンフレットがあるんですよ。これ誰でも手に入ります。これは、平成28年4月1日から法律がスタートしますということですから、その前に多分つくられたものかと思いますが、これをよく読みますと、我が町がやったほうがいいことが書いてあるんですよ。

まず1つは、そういった対応要領については、国、都道府県、市町村などの役所が定めるもの、そういったことで、対応要領をつくることに努めるとされているので、努力義務になっておるわけです。ですので、これはやるのかやらないのか、我が町として、お聞かせください。

もう一つは、これ後ろのほうを見ますと、市町村の中においては、地域のさまざまな関係機関などによる障害者差別解消支援地域協議会をつくることできるとされているということで、これは義務ではなくて、そういう権利ができるというふうなことでありますので、この辺について、協議会の設立ですね、長い名前なんで協議会と略しますが、こういった協議会をつくって取り組むつもりがあるのかどうか、以上2点、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 1番目の対応要領でございますが、努力義務という形になっております。これらにつきましても、今後このような形でどう進めるか、また、障害者の要望等を確認しながら、この辺については検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、2番目の地域協議会に関しましても、できるというふうな形になっております。今後これらについても、あわせまして検討課題ということで、ご意見として賜っていききたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） この対応要領、これ努力義務なんですよ、確かに。義務ではなくて努力義務で、ただ、これよく考えますと、そんな難しいことでは私はないと思っております。お金もかからないことだと思います。ですから、ぜひともこれはやっていただきたいと思っております。障害者に優しい町ではなくなっちゃいます、これがないと。

特にこれは、役所を利用する、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、要するに、先ほど小林議員が言ったみたいに、役所に障害者が来るわけですよ、今の状況だと。来ないようにする仕組みはできないんですから、障害者がわざわざ大変な思いして来るんですよ。その人に対して何とかしてやっぱり優しい思いで対応するためには、やはりこういったものを整備して、障害者に優しい町だなと言われるような町づくりをしてください。でないと、障害者は本当に悲しい思いです。まして障害を持って、それこそ差別されたりしているのが現実であります、さらに差別を受けるような、第2の差別を受けるようなことがあってはならないと私は思います。

そういった中において、我が町においては、障害者の施設、障害者を対象とする施設がどのようになっているのか、障害者施設の現状及びそういったものの課題ですね、町としてはどのようにお考えになっているかお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 当町におきます現在の障害者を対象とする施設は、グループホームが1施設、サービス事業所については、居宅介護事業所が1事業所、就労継続事業所が1事業所、就労移行事業所が1事業所、児童通所事業所が1事業所ということで、合計4事業所があります。29年3月現在でこれらの施設を利用している町民が38名となっております。

ります。

また、課題でございますが、障害者サービスの利用者が年々増加している中、希望するサービス事業所がないため、町外の事業所を利用していることや、障害者やその家族からの相談を受ける専門員が不足していることが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 我が町における障害者対象の施設については4カ所で、合計38名の利用の方がおられるというふうな答弁をいただきました。そして、町内で収容できない、あるいは町内に適切な施設がないために町外に行っている方もいるというふうな話だったと思います。

我が町において、今後、今その現状はわかったわけではありますが、今後その障害者施設について、例えば民間施設、あるいはもちろん社会福祉協議会とのものもあるでしょうから、そういったものと含めて、どのようにこういった問題について、特に広域連携という点でいえば、それは町外のを、施設を利用するという、むしろそういう時代なのかもしれませんが、我が町において例えば不足している施設等を補うようなお考えはないのかどうか、あるいはそういった不足する人材、マンパワーを補うような考えはないのかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 施設の確保関係につきましては、本年度見直しが行われます町障害者計画、町障害者福祉計画の策定におきまして、対象者へのニーズ調査等の結果を見ながら、その方向性を検討していきたいと思っております。

なお、須賀川地区を中心に、そういった事業者につきましては42事業所が存在しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 我が町独自の施策もあるでしょうし、またそういった隣の須賀川市等々の周辺自治体との協力も得ながら、ぜひ障害者が行き場を失うようなことがないようにお努めいただければと思います。

そして、③の質問についてでございますが、こちらは先ほど小林議員から全く同じような質問がございましたので、これについては割愛しようかなと考えております。

2番の低所得者対策についてでございます。

最近の、先ほど、きょう畑議員のほうからもありましたように、所得の下がっている、所得が少ないということが、いろいろな問題が起こると。子供の貧困、あるいは結局それが学力の差にまでつながるといふふうな、民友新聞、きょうの朝、よく見るとそこまで書いてあるわけですよ。そういったことも考えると、やはり低所得者対策、所得を増大させるような計画が必要なのかなと。

国においては、安倍首相がアベノミクスとかと言ってやっていますけれども、なかなかその恩恵が国民全体に行き渡っていないというのが、これ現状であります。何とも私も自民党ですけれども情けない状況であります。

そういった中において、我が町においては、そういった低所得者に対してどのような対策が今のところ講じられているのか、あるいは今のところ講じられている施策によって、不十分だなど、あるいはこういったことをしていかなければならないということをどのようにお考えになっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

我が町におきます低所得者対策としましては、多くの場合、非課税者及び高齢者に対する各種の減免措置となっております。例えば、児童クラブ利用者で非課税者は半額での利用をすることができるとか、国民健康保険税におきましては、低所得者については2割、5割、7割の保険税の減免措置がございます。これらは公に認められた、法律に基づいた権限でございます。町独自でいいますと、今申しました放課後児童クラブの利用者負担の軽減が主なものとなっております。

課題といたしましては、多くの場合は申請しないと受けられないということがございますので、制度を知らないことによって申請する者がしないことがありますので、制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 結局、1つはやっぱりそこだと思っんですね。そういった制度、町独自の制度もせっかくされているのに、やはりわからない人がいるとか、あるいは国の制度として来ているのに、なかなかそれが周知徹底されていないということが現状だと思います。

ですので、先ほどの防災無線の話と重複するようですが、やはり情報が町民一人一人にしっかりと伝わるような、そういう仕組みづくりをしていただけないかなと私は思っております。

今、その現状において、低所得者対策が、今そういった対策が行われているということ、あるいはその課題についてお聞かせいただきましたけれども、今後、何か低所得者、特に今おっしゃった非課税世帯あるいはさらに高齢者世帯、そういった方々に対して、何か現時点で新たな対策、施策を設けるつもりがあるかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、言われたように、本来は、この低所得者対策についての一番の効果は、国のいわゆる施策がしっかりしていれば、そのような状況はないというふうに思っております。先ほど議員が言われたように、しっかりとそういったことで中央であることが大事だと。

でも、そう言ってもいられないという状況もあります。そういう中で、今、先ほど総務課長のほうから何点か、いわゆる減免関係等について申し上げましたけれども、今、町が持っているいろんな制度、そういう中で、この減免措置なり、そういった軽減、そういったものがとれるかどうか、これについてはしっかりと検討していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長から積極的なお話をいただきましてありがとうございます。

減免、本当にお願ひしたいと。しかし、減免しますと、それだけ町の収入が減るという点で、その点では執行のほうに大変な負担をおかけするかもしれませんが、その辺はぜひともバランスをとっていただいて、ご検討いただければと思います。

この低所得者対策については、2番の質問もございまして、生活保護受給者との実質的格差ということで質問させていただきたいなと思っておりますが、生活保護につきましては、この事務については県の事務だというふうに承っております。

しかし、町のほうとしても、こちらの伝達事務の窓口になっておるという関係から、ある程度認識しておかなければならないと私は思っておりますけれども、そういった点も踏まえて、この生活保護受給者と、いわゆる生活保護を受けていない低所得者との実質的な格差についてはどのように認識なさっておられるかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 生活保護とはということで、生活に困窮する全ての国民に對しまして、その最低限の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて国が行う保護のこ

とで、受給者は生活扶助、教育扶助、医療扶助等を受けることができます。

なお、生活保護は、先ほどおっしゃったとおり、申請は町が受理しますが、審査決定につきましては県中保健福祉事務所でいきます。

なお、生活保護に陥らないまでも、なかなか仕事につくことができず、生活費や医療費等の支払いで困窮している方がおられます。町では、そのような方が相談に来られた際には、町老人福祉センター内に誘致しました福島県社会福祉法人が運営する生活自立サポートセンター県中・県南事務所と連携しまして、相談や就労支援を行うこととして、早期に自立した生活ができるような支援をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひとも、そのサポートセンターとの協働で、町としての対策を講じていただきたいと。

何で私がこんなような質問をしたかといいますと、現状はどうなっているのかということですよ。要するに、これは私もいろいろ調べたりしますけれども、結局、生活保護、本当に生活に困窮されて、所得がなく、もちろん財産もなくて、その日暮らしていくのもできない、そのために申請してお金をもらって生活しているわけですが、そのはずなんです、実際見るとパチンコに行ったりしている人もいます。

これは、いろいろ調べますと、パチンコ店にいわゆる県の職員が張りついていて、それは適切ではないからということで指導といいますか、そういったことも入っているということがあると。

片や、先ほど申し上げましたように、生活保護を受けないで一生懸命頑張っている、一生懸命、今の低賃金で、本当にその日暮らしかもしれませんが、そういった中で一生懸命やっていると。どっちがいいんだか悪いんだか、これはもうわからないような状況になっている。いい悪いで判断される問題ではないと思いますが、ちょっとあべこべな状態になっているんじゃないかなと思います。

特に、生活保護の、これは憲法25条の生存権に根源がある制度でありますけれども、そういうふうに認められている制度なのにもかかわらず、実質的には生活保護受給者で、そういった不適切だと思われるような生活をなさっている方もいるというのが現状であると、そういった点も含めると、県の職員の事務だといっても、やはり町民の生活、先ほど就労支援等のことはセンターと協働してやっていくと、これ大変いいことだと思いますが、やはりその辺の指導徹底というのは、何とかして町のほうでも一人一人に対して、町民に対して目配りができないのかどうか、その辺についてはどのようになっているかお聞かせいただければと

思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でありますけれども、いずれにしても生活保護については、今、課長等からもありましたように、いわゆる町村の場合には、県の仕事になります。そういう中で、ただ、県の仕事だからといって全て県に任せるといっていいわけではありませんので、そういった観点から、町もしっかりと担当課も含めて対応していきたいというふうを考えております。

また、その生活保護ぎりぎり、この部分については、先ほど課長のほうから後段で説明したように、県のいわゆるサポートセンター、これは2年前に鏡石町でやっていただいた。これは特に田村地方から南、18町村を対象とした県のサポートセンターであります。これを鏡石町につくっていただけないかと、県のほうからもあったものですから、ぜひ鏡石町で受け入れるということでした。これは当然、町に一番近いところにあるわけですから、そういったいわゆるぎりぎりの方がしっかりと対応できるということで町に受け入れたと。そして、県南、県中地方を賄うというそういうことでありますので、そういう観点から、いろんな幅広い観点から、しっかりとこれからも対応してまいりたいというふうを考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） この生活保護を受ける権利というのは、今申し上げたように憲法の中で認められているわけであって、決してこれを町民から1人でも減るようにするとかそういうことではなくて、今、町長がおっしゃったように、そういったふだんの生活、仕事がないとか、就労したいのに就労できないとか、その辺のサポートをしっかり徹底することによって、町民の方々がしっかりと安定した生活ができるんだと私は思いますので、ぜひとも力を入れてやっていただきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

最後のテーマであります、我が町における行政組織についてであります。

これについては3月議会の中でも私も質問しましたので、一部重複している点もあるかもしれませんが、その点をご容赦いただければと思います。

まず初めに、新年度、今年度におけます行政組織改編についてであります。

改編については何度も説明いただいておりますが、今年度からどのような行政組織に変わったのか、あるいはその目的、町長がどのような目的をもってしてそのように行政組織を改

編されたのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この件については、3月ですか、その前にもいろいろお話をさせていただきましたけれども、本年度の行政組織の改編につきましては、2月定例議会の中で最終的には報告をしてまいりました。

そういう中で、1つには、総務課にまちづくり調整グループを誕生させました。そしてまた、産業課にはほ場整備室を新たに設置したということであります。

なお、原発事故による住宅除染が28年度末で完了したということから、いわゆる原子力災害対策室を3月末をもって廃止させていただきました。

本年度新たに設置しましたグループの目的ということについては、1つには、まちづくり調整グループについては、いわゆる町長の特命事項及び役場内の各種政策の調整を担っていただくということであります。これについては、なかなか担当課だけで行動するというだけではいけないので、やはり横の連携がしっかりととれていないと大きな効果が発揮できないということもございます。そういった関係から、その横の連携を図るためにも、また、いろんな特命事項等もございますので、そういったことも含めて、こんな、いわゆる調整グループということで誕生させました。

2つ目は、ほ場整備準備室でありますけれども、ご承知のように、高久田地区のほ場整備事業が本年度採択になって、今、調査設計をしております。そういったことから、今回準備室を誕生させたということであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長から答弁いただいた内容で理解いたしました。

ところで、ちょっとお聞きしたいんですが、2番の質問に行く前に、ちょっと前座としましてお聞きしておかなくちゃいけないのは、我が町の現在の全体の職員数です。正職員、臨時職員、あるいは嘱託職員等もいるんでしょうか、あと再任用職員というのもありますよね。ですから、この辺がちょっと私よくわからないので、職員の区分と実際の今の人数、直近のデータで結構ですので、臨時等は異動があるでしょうから、直近のデータでわかる範囲でいいので教えていただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年度4月1日で申しますと、職員が98名、プラス再任用が7名で105名でございます。

なお、臨時職員につきましては、毎年度変わるものですから、ちょっと数字としてはっきり申せませんけれども、大分いるということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これについては、ここに質問に書いていなかったのですが、本当に通告外と言われちゃうといけないので詳しくは言いませんが、大分というのはちょっとわからないので、100名とか200名とか、その辺の桁といいますか、10名なのか100名なのか1,000名なのか、1,000名はないと思いますけれども、その辺をお聞かせいただきたいのと、ちょっとこれも参考まで結構なんですけど、我が町における職員の、今、正職員98名ということでしたけれども、我が町の現状で98名というのは適切な、いわゆる職員定数の適正化計画というのがあると思うんですが、それについて、我が町で98名というのは妥当なのか、あるいは妥当な人数というのは実際どのぐらいになっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

臨時職員につきましては、今年度から保育所の臨時職員が社会福祉協議会の職員になりましたので、それを引いても40人弱なのかなと思います。

あと、他の市町村に比べてどうかということなんですけれども、これにつきましては、同じ程度の人口、予算の市町村に比べますと、我が町につきましては全国でも低いほうの、人数が少ないほうのレベルに達すると統計では出ております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 私のほうからも補足答弁をしていきたいと思っております。

せっかくですから職員数についてちょっと申し上げますけれども、平成13年については113名職員がございました。一番職員の少なかったのが、平成22年97名が最も少ないということとであります。

そういう中で、あの東日本大震災が起きてしまったと。東日本大震災の対応が、この人数で対応して、大変職員は苦勞をしたということとあります。あとまた、同じ類似団体、いわゆる全国の類似団体でも鏡石町は少ないという、そういう中で職員は対応しているということもひとつご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほどちょっと、総務課長、私がお聞きしたかったのは、我が町において職員定数の適正化計画というのがあると思うんです。それで、我が町においては、その98名というのは妥当な人数かどうかということなんです。要するに、今後の計画もあるでしょうから、これはあくまで参考ということで、わかる範囲で結構ですので、その職員定数の適正化計画に基づいた我が町の職員数の現状をどのように考えているかということをお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

職員の適正化計画でいきますと110名が適正ではないかと。要するに、現状では、やはり震災もありましたけれども、やっぱり少ないというようなことが言われています。ただ、一般町民にしてみれば、職員は足りているのかについてはちょっと調査したことはございませんけれども、やはり今の業務の中では職員が足りていないという現状もありますので、現在職員数98名でございますけれども、110名くらいまで徐々に毎年若干ずつふやしながら、当然財政状況もありますので、そちらを勘案しながら110名程度までふやしていきたいなど。

ただ、今後人口減にもなりますので、その辺のところもございまして、現状では少ないということではありますけれども、その辺のところも勘案しながら今後進めていくしかないのかなと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 110名が妥当だという数字ですから、12名不足と。

先ほど説明あったように、再任用の方も7名いらっしゃって、まだまだマンパワーとしてご活躍いただけるんだと思うので、実質105名かなんていうふうにも考えながらいたんですが、そういった点も踏まえて、今年度、町長は人事配置をなさったというわけであります。

再任用の方7名も含めて新しい行政組織を4月からスタートさせているわけですが、これは3月にもお聞きしたかもしれませんが、退職された方々は今はそれぞれどのような役割を持ってご活躍になっているのか、いわゆる再任用職員の活躍ぶりを、どのような活躍ぶりで今いらっしゃるのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

再任用につきましては、ずっと続くものではなくて、ここ五、六年ではないかと思っております。当然ながら国のほうでも65歳定年まで今協議しているところがございますけれども、それまでの暫定措置ということで再任用制度を実施しているところがございますけれども、始まる前は、今の職員は通常の業務をしておりますので、通常の業務でなかなか手をつけられなかった業務を再任用職員にやってもらおうということを考えておりました。

それで、ことし、かんかん館の業務とか、あと原発対策室がなくなりましたので、それ以外の保管業務とかも再任用の方にやっていただいている。あと、今後、職員数が少ないものですから、将来的に、将来といっても五、六年しかないんですけれども、将来的には通常の係長級の職もやっていくことも必要なのかなと考えているようなところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再任用職員のあり方については今後とも検討されて、ぜひとも、我が町の職員の数の不足を補うための再任用ではないとは思いますが、ぜひとも長年経験された経験と英知をもってして、ご活躍いただければなと思っております。

また、4月の人事のほうを私、拝見しましたらば、ちょっとわからないので、どういう意図があるのかなと私は思うんですが、きょうは産業課長さんが説明員としてご出席いただいておりますが、産業課に参事が設けられておられたと。これは町長の人事権ですからやったんだと思っておりますけれども、課長がおられ、参事がさらにその上に、上といいますか、職階の中においては参事という役職があって、ここにおられる課長も、あるいは課長相当職の方も参事兼課長とか参事兼局長の方もたくさんおられるわけです。そういった中において、産業課に参事を置かれたという、課長と別に、この理由は何かということをお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

このたび産業課のほうに課長以外に参事を設けたという理由につきましては、産業の振興を図っていく観点から新しい事業、困難な事業を担当していただくという考えから、参事職を設けさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番(吉田孝司君) 町の条例だったか規則だかを見ると確かにそう書いてあるんです、参事職というのは、特に困難な業務をやってもらおうと。課長というのは、その課の業務を掌理すると、まとめるというのが課長の役割だと思いますが、参事が特別な困難な業務と。

例えば、産業課において困難な業務というのは、ことしどのようなものをお考えになっているのか。産業課において、参事になられた方、あと1年の公務員としての生活だと思いますが、ことし1年間の特任といたしますか、そういった内容の業務をやらせるおつもりで町長は任命されたんだと思うんですが、参事にされたんだと思うんですが、どのようにお考えになって、どの業務を充てるつもりでやられたのかお聞かせいただければと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

ことしはいろいろ、農地の再生プロジェクト、さらには6次化の推進、販路拡大、あとは農業人生応援プロジェクトと、いわゆる今までにはないそういったものについて、しっかりと推進をしていただくという中身の担当だということであります。

以上であります。

○議長(渡辺定己君) 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番(吉田孝司君) 今おっしゃった業務を町長はやらせるといいますか、やってもらうつもりで任命なさったんだと思いますので、しっかりとしたそういった業務、特任の担当ということだと思いますので、ぜひとも実績を上げていただくように頑張ってください。ご本人にも、そして任命された町長にもぜひお願いしたいと思っているわけであります。

そういった点で役場職員については終わりたいと思いますが、(2)番の質問については、先日は教育委員会の委員が決まりました。同意されました。我々は同意いたしました。農業委員会についても同意いたしましたけれども、我が町においては、各種の行政委員会があるわけであります。また、ほかに町長の附属機関、あるいは諮問機関としての審議会、協議会、委員会等がさまざまあるわけですが、こういった委員会の委員を選ぶに当たってはどのような方法をもってして選んでいるのかと。教育委員、農業委員等の方法については、今申し上げたように議会の同意が必要ですので、それ以外のこういった行政委員会等々の委員会についてどのようになっているのか、まず委員候補を見つけ出して選出して委嘱するまで、どのような経緯をもってして行われているのかという点をお聞かせいただければと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各種の行政委員会、町長の附属・諮問機関等の質問でございます。

今ありましたように、同意が必要な行政委員会、教育委員会、農業委員会、監査委員、あと選管、固定資産評価審査委員については、法令で決まっておりますので、そのような人を人選して議会の同意をいただいていると。

それ以外の審議会等につきましては、町長の諮問機関でございますが、これらにつきましては、町の設置要綱によりまして、どのような方がふさわしいかについて取り決めを行いまして、それに従って人選をして委嘱していくということでございまして、ほとんどは町のほうで人選するということでもありますけれども、中には、町づくりの基本計画であります総合計画、こちらの第5次の策定におきましては、町づくり委員会を設置しましたけれども、こちらについては、各種団体の代表の方とそれ以外に一般公募をつくりまして、このような形で町づくり委員会を立ち上げたというような例もございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） この前、あぶくま時報だかマメタイムスだか、この辺のローカル新聞見ていましたらば、須賀川市、例えばこれは一つの一例ですよ、須賀川市の国保運営協議会、これ我が町にも国保運営協議会ありますけれども、委員なんかを見ますと、10名いる中で3人は公募かけているわけです。公募です。それに対して我が町も、我が町といいますか、この公募制を取り入れるというのは、これ結構あちこちでやられているんだと私は思いますが、先ほど町で人選するという話、もちろん最終的には町で候補者を選んで委員会等で決定するんだと思いますけれども、その公募制をどんどん取り入れたらどうかというのが私の考えなんです。

その辺については、先般、農業委員あるいは最適化推進委員、そういったものも公募になりましたけれども、この公募制をどんどん取り入れたらどうかということを思うんですが、その辺、執行としてはどのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員がおっしゃられるように、公募するということになれば、いろんな人が入ってきていろんな意見を聞かれるということも一理あると思います。ただ、委員の内容によっては、やはりふさわしくない人が入ることもあるだろうということでございまして、これらにつま

しては、今後、設置要綱を見直したりする必要もございますので、周辺町村の動向も見ながら検討せざるを得ないということで、ご答弁としたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 周辺では既に公募制を取り入れているわけでありますから、ぜひ積極的に、先ほど申し上げましたように、須賀川市国保運営協議会なんかは10名中3名ですよ、30%。かなりですよ、3割ですから、一般公募。こういった点をぜひまねてやっていただければと思います。

そういった中で、そういった委員会、協議会、審議会等がある中で、町の議会議員としての参画がされているものもあるかなと思いますが、今実際に町の議会議員が委員として入っている委員会、そちらについて教えていただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議会議員の参画の有無でございますが、委員への参画につきましては、それぞれの委員会等の設置条例によって決められております。

現在の参加状況につきましては、平成28年度の町役職員名簿によりますと、町議会を除いた54団体のうち町議会議員の方の名前が記載されている団体は9団体、延べ18名でございます。ただ、町議会議員の立場でその団体に参加していただいているのは8名でございます。

代表的な団体としましては、監査委員、鏡石町交通対策協議会、青少年育成町民会議などございまして、また、参加の是非につきましては、それぞれの委員会等の性質や内容によると思われまます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） いろんな委員会に町議会議員の立場として入っていると。その是非は確かにそうですよね、その委員会の目的等によって、やはりいたほうがいいものといないほうがいいものがあるわけですから、ただ、最近の流れを見ると、町議会議員、特に議会というものは全てのものを決定する最終決定機関として、そういったところにいないほうがいいというふうな意見もありますので、そういった点もお考えいただきたいなと思います。

そういった各種委員に対して報酬が町から支払われているわけでありますが、先般は農業委員の報酬を上げたほうがいいんじゃないかと、私あるいは今泉文克議員あたりと一緒にな

って言ったわけでありましてけれども、それについては残念ながら達成できませんでしたけれども、そういった委員報酬のあり方を見直す機会、あるいは現在の委員の報酬、それについて妥当かどうか、妥当なので今のところ変えるつもりはないのだと執行はそういうことだと思うんですが、その辺についてどのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

委員への報酬のあり方、妥当性でございますが、報酬につきましては地方自治法に規定されておりまして、その支給額や支給方法は条例で定めるとされてございます。

町におきます支給対象者につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に記載されている方でございまして、教育委員会委員や行政区長、選管委員などがございます。

報酬のあり方、妥当性につきましては、その委員の職務内容や活動頻度などから算出されるものでございまして、当然ながら、同じ委員でありましても、各市町村の内容によってはやはり報酬に差がつくのはいたし方ないかと考えてございます。

ただ、日額については、町のほうは県内と比べると平均より高くはなっておりますけれども、先ほどありましたように、農業委員とかそれ以外の委員について、ほかに比べると低いんじゃないかということでご意見も伺いましたので、それについてはそれ以外の行政区長等も見直すことも考えておりますので、そのような形で実績を見ながら見直しを進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長おっしゃったように、周辺の自治体と比べると、これは決して比べる必要はないです。きょう周辺自治体と比べてどうかという話ありましたけれども、比べることも大事です。しかし、我が町は、1つの独立した地方公共団体としては別に我が町独自の判断をなさってもいいわけですから、その辺はしっかり我が町独自の答えを出していただきたいと思うところであります。

最後の質問に移らせていただきますが、町職員の守秘義務及び個人情報に関してであります。

これにつきましては、町民に不可解なビラが配られたりして、一町民、あるいは言い換えれば一町議会議員の税の状況が町民に知れ渡るところになったというわけでありまして、そういったことを拝見しまして、今改めて我が町の職員における守秘義務あるいは個人情報の

あり方が厳しくされるべきだと思っておりますけれども、そういったことも考えますと、現在のところ、我が町の職員に対して、これは町長ですか、課長ですか、どのような教育といえますか、どういうふうなあり方をお示しになっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町職員については、地方公務員でございますので、拝命して以降、研修等で地方公務員の義務はこういうものだということで自覚しておりますし、当然報道でも示されますように、法を犯した場合には懲戒処分、それなりの社会的制裁も受けるということで、地方公共団体職員の守秘義務につきましては、地方公務員法第34条に、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと、また、その職を退いた後もまた同様とすると規定されてございます。

当然ながら公務員につきましては、住民情報や教育などの膨大な個人情報を扱っております、これらにつきまして情報の収集や蓄積がなければなかなか公務が行き届かないということから、さらには地方税法や住民基本台帳等につきましては、さらに秘密を守る義務が二重に課せられている義務部署もありまして、住民の方の個人情報については強固に守られていると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私から、ちょっとくだらないかもしれませんが、こういう質問をさせていただきます。

職員に対して町の議員が、我々が接触する機会があると思いますが、そういったときに、議員に職員がいろいろ尋ねられたときにどのように対応したらいいのかと。要するに聞かれた内容をそのまま答えているのかどうか、あるいはどのように対応するように指導なさっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私のほうから答弁申し上げます。

今、総務課長からこの職員の守秘義務についてお話ししましたがけれども、いずれにしても町の職員がいわゆる守秘義務を守っていないということは、私はそう思っておりません。しっかりと私は守っているというふうに思います。議員さんがおっしゃられるのは、どういう意味で言っているかちょっとわかりませんが、私はそのように思っておりますし、私

も職員時代はそのとおりでありますし、職員に関しては守秘義務は守っているということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 我々議会議員個人には何も権限がないんです。議会あるいは議長、特に議会の権限としては調査権、検査権等がありますから、その場合にはいろいろ情報を提供していただかなければなりません、我々はむしろ皆さんから何も聞けない、個人情報には知ることができない立場にあるんだということを私たちは認識していますので、その辺はしっかり執行側のほうも認識していただきたいと、当然のことながら思っております。

最後に、我が町においてそういった個人情報の漏えいが発覚した事例があったのかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

個人情報の漏えいが発覚した事例の有無でございますが、当町におきまして個人情報の漏えいは過去においてありませんので、事例もないということで、したがって、その場合の対応事例も今のところありません。

ただ、今後、個人情報の漏えいがわかった場合につきましては、当然ながら地方公務員法や該当する法律に基づいた対応をすることになるかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事運営の都合により、あす6月7日から8日までの2日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、6月7日から8日の2日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時11分

第 3 号

平成29年第8回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成29年6月9日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第138号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 2 議案第139号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第 4 発議第 18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 5 発議第 19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 6 決議案第 5号 閉会中の先進地行政視察調査の実施について
- 日程第 7 議会運営委員会閉会中の所管事務調査申出について
- 日程第 8 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第 9 意見書案第9号 国の「被災児童生徒就学支援事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

出席議員(11名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

欠席議員(1名)

10番 今泉文克君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	吉田賢司君	福祉こども 課長	関根邦夫君
健康環境課長	菊地勝弘君	産業課長	根本博君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	小貫正信君
教育課長	角田信洋君	会計管理者 兼 会室長	長谷川静男君
農業委員会 農事務局長 農事委員会 会長	柳沼和吉君	教育委員会 教職務代理者 選挙管理 委員会委員長	常松洋子君
	菊地榮助君		大河原八郎君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け者は、10番、今泉文克君の1名です。

◎議案第138号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第138号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

議案書の173ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第138号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、町民プール空気調和機改修事業及び地域創生総合支援事業によりますまの駅情報発信事業、並びに小学生を対象にした元気キッズサポーター派遣事業などの補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,934万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,434万7,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

議案書176ページをお願いいたします。

176ページ、第2表地方債補正といたしまして、変更であります。起債の目的、都市公園事業費といたしまして、起債の限度額を4,540万円から7,750万円に増額変更するものであります。

詳細につきましては、180ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました一般会計補正予算（第1号）について質疑をさせていただければと思います。

何点かございますので、まとめてとりあえずお話を申し上げたいと思いますけれども、まず初めに議案書の181ページの歳入についてであります。

何点かお答えいただければと思いますが、1点目は今回財政調整基金のほうから500万円の繰り入れがなされる予定ということになっておりますが、500万円繰り入れた後の財政調整基金、現在のところの残高を教えてくださいいただければと思います。

もう一点、下のほうの都市公園事業債の中、内訳としまして公共事業等債（公園）、一般単独事業債（公園）という形になっておりますが、この二者の違いについて、ちょっと私、不勉強なものですから、この二者の違いについて教えてくださいいただければと思います。

続きまして、翌182、183ページ、歳出のほうでございますが、こちらのほうはお聞きしたいのは大きく分けて2点ございまして、1点はまちの駅かんかん館についての地域づくり事業の中で、1つはホームページ作成業務委託ということで229万円の委託料が計上されているわけですが、ホームページをつくるのに、これいろいろな考えあると思いますが、今は私が持っているような無料のホームページもありますし、あと幾らでもお金をかければ高いホームページもできる時代において、229万円という額が果たしてこれが妥当かどうかということになります。その詳細な内訳を教えてくださいいただければと思います。

もう一点、観光情報デジタルサイネージ導入ということで1,047万6,000円計上されておりますが、こちらについても結構大きな出費になりますので、こちらについての目的を改めて教えてくださいいただければと思います。

その下、町民プール機械設備改修工事4,000万円計上されておりますが、これについては以前、全協の中でも説明されておりますけれども、その中で聞くところによりますと、2月上旬に既にプールの違和感といいますか、プールの中の異常が発見されていたと、2月上旬にそういったことが覚知されておって、全協の中でも聞きましたが、3月当初予算には盛り込めなかったのかという話を申し上げましたが、時間的な問題で盛り込めなかったというような見解をいただいておりますが、2月上旬にそういった問題点が覚知して以降の経緯について、もう一度しっかり説明をお願いしたいのがあります。

以上、申し上げた点につきまして、ご答弁いただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に関する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

181ページの財政調整基金、今回500万円繰り入れるということでございまして、ちなみに28年度末の残高で申しますと7億7,291万7,000円ございました。これに当初予算で1億9,380万2,000円を繰り入れることになっておりまして、これにプラス500万で5億7,411万5,000円になる予定でございまして。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

公共事業等に係る起債の公園の部分につきましては、公共事業地方債ということで、90%が交付税措置をされるという特別な公共事業債がありまして、そちらを該当させるということで区別されると。

もう一方のほうには、一般単独債ということでありますので、こちらは一般の町債ということで、75%を交付税措置という違いがございまして。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） それでは、2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、情報発信関係、かんかん館の情報発信としまして、ホームページ作成業務を委託するところでございます。

ホームページにつきましては、ご存じのとおり、さまざまな方式によって作成されるということでございます。今回、ホームページ作成に当たりましては、町の公式ホームページ等と同等のものを作成して、皆さんにわかりやすいものにしていきたいというふうに考えております。

続きまして、観光情報デジタルサイネージの導入でございまして。

こちらの目的でございまして、ご存じのように、今回できるに当たりまして、観光情報の発信として、観光情報発信スペースの中に電子看板を設置します。こちらにつきましては、

来館者がわかりやすいものにしていきたいところで、タッチパネル式の大型ディスプレイを導入して、その中で皆さんへの情報発信、さらにはそれだけではなくて、さまざまなコンテンツ、情報も盛り込みながら、こちらの情報サイネージを活用していきたいというふうを考えておりました、今回上程させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

町民プールの補正予算につきまして、当初予算に盛り込めなかったということのご質問でございますが、こちらの経緯につきましては全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、2月にプールの職員から町のほうの職員のほうに、天井から水が流れている現象が発見され、報告がありました。それ以降、製造メーカーによる調査等を依頼しまして、原因をつかんできたところでございますが、その報告がございましたのが3月中旬に、今回補正をお願いしているところの空気調和機の不良によるものということでございますので、当初予算に計上することが困難ございましたところから、このような状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま質疑させていただいた点について、おおよその点は理解したつもりであります。

そこで、1点お聞きしたいのは、先ほど産業課長が答弁いただいたホームページの作成業務委託についてであります。これは町のもの、今いろいろということで、いろんな情報がそこに載せられて、大変すばらしいものだと思っておりますが、これは逆にそういったたくさんものを入れて、コンテンツを入れてつくりますと、これ維持管理、あるいは更新というものが大変なってくると私は思います。そういった点で、この当初の予算229万円にはどこまでの範囲のものが含まれているのか、つくってこれで終わりなのか、あるいは幾らか、例えば1年間は更新するとか、5年間は更新してくれる、そういった委託料も含まれているとか、その点についてどのようになっているかお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） 2番議員の再質問にご答弁いたします。

ホームページ作成につきましては、本年度29年補正につきましては、一応作成までということ考えております。

更新作業については、次年度以降が更新作業という形になってきますが、基本的には職員ができるような簡易なシステム構築をして、随時更新ができるようなものにしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 議題に上がっております一般会計の補正につきまして、1点だけお伺いをしたいと思います。

185ページの元気キッズサポート派遣事業158万5,000円の計上ではありますが、もしかすると全員協議会の中で説明があったのかもしれませんが、この内訳、中身についてお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） 5番議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの事業につきましては、原発事故に伴う屋外活動制限や避難生活で多様な動きを体得していない子供たちの体力向上のために行うものでございまして、こちらは学校のほうに、何と申しますか、体育の運動の指導を行うために指導員を派遣する業務でございまして、かがみいしスポーツクラブに昨年は委託しているところでございます。

こちらにつきましては、その派遣するための委託料の金額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第138号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第139号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ただいま上程されました議案第139号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

186ページをお願いいたします。

議案第139号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

このたびの補正予算につきましては、今定例会において専決処分として報告、承認をいただきました鏡石町国民健康保険税条例の一部改正による減額算定基準額の改正のほか、課税所得の確定、国・県共同事業費の額確定及び各種交付金の額確定等により本算定したことによる補正予算であります。

歳入歳出予算の補正として、第1条においては既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,750万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億9,279万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、192ページからの事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 以上、議案第139号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） この補正予算については、質問をするつもりはなかったんですが、ちょっと見ていて思ったことがありましたのでお聞きしたいなと思っております。

来年度から、実は国保については県が全市町村分、福島県内は全て県がやるということで、移管されるわけです、県の事業として。それで、今年度が町で行う最後の国保の事業年度になるわけでありましたが、そういった中で我が町においては保険の税率は据え置きだということの説明あって、これはいいことだと私は思っていました。また、マメタイムス、あぶくま時報等を見ても、例えば隣の須賀川市あたりもやはり据え置きだというふうな情報も入ってまいりました。

そういった中で、片や県の新聞等を見ますと、県に移行した場合に、今の税率よりも下がる、要するに税金が安くなる市町村と、やはり逆に上がる市町村というふうな2つが出てくるという予測がつかますが、我が町については今のところどのような見通しを立てているのかという点をお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 2番議員のご質問にご答弁いたします。

ただいまの来年度から国保の主体が県に変わる、その件について今後の税の負担の予測はどう考えているのかということでございますが、鏡石町のここ数年の保険税の推移を見ておきますと、歳入の面での額は変わらないと、そのときの課税所得に対しての税率でもって全体の歳入を調整しているということでございます。保険税の額で申し上げますと、県内でも大体ここ何年間か20位の前後の順位でございまして、特別高いわけでもないですが、特別低いわけでもないということでございます。

ですから、こういった財源が安定的に供給されているということでございまして、町といたしましてはこの保険の全体事業費、特に突発的な病気、ウイルス等が蔓延しない限りは、このまま平準化して大体同規模の負担額が求められるのではないかなというふうに考えております。

ただ、今これは現在、ワーキンググループが結成されておりました、そのワーキンググループに当然鏡石町の担当副課長も参加しております。そうしたことから、どのような制度に今後市町村の要望が聞き入れられていくのか、いまだ不確定なところがありますので、なかなか確たることは申し上げられませんが、一応大きな収支としては、一般会計からの

過大な繰入金、これを調整するというのも一つ、県で事業を受ける大きな意味がありますので、町としましては、なるべくそういったものの趣旨にのっとりまして、財政をこのまま堅持していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第139号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務文教常任委員長・産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） ご報告いたします。

平成29年6月9日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。請願審査報告書。

本委員会は、平成29年6月5日に付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成29年6月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時34分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明人。参考人、有我忠氏。紹介議員、井土川好高。総務課、柳沼課長、橋本主幹兼副課長、吉田副課長、面川副課長。

付託件名。請願第3号「東京電力福島第二原子力発電所の全機廃炉を求める意見書提出を求める請願」。

審査結果。請願第3号は、採択すべきものと決した。

審査経過。請願第3号は、参考人、担当課、総務課の意見、説明を求め、審査をした結果、全会一致により採択すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 報告します。

平成29年6月9日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。請願審査報告書。

本委員会は、平成29年6月5日に付託された請願を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成29年6月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後12時5分。出席者、委員1名欠席。開催場所、第一会議室。

説明者。参考人、熊田孝一氏（欠席）。安藤リツ氏（欠席）。紹介議員、吉田孝司。都市建設課、小貫課長、関根副課長。上下水道課、吉田課長、大木副課長。

付託件名。請願第4号「県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する請願」。請願第5号「水道料金の見直しに関する請願書」。

審査結果。請願第4号は、不採択すべきものと決した。請願第5号は、不採択すべきものと決した。

審査経過。請願第4号は、担当課、都市建設課の意見、説明を求め、審査をした結果、全会一致で不採択すべきものと決した。請願第5号は、担当課、上下水道課の意見、説明を求め、審査をした結果、全会一致で不採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告します。

○議長（渡辺定己君） これより各委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは、今、産業厚生委員会のほうの議案について質疑をさせていただきたいと思いますが、今、経緯につきましては簡略に委員長のほうから説明をいただきましたので、大体のところは了解いたしております。

まず初めに、県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する請願であります。こちらについては全会一致ということで、全ての委員の方がこちらのものを不採択にすべきだということに手を挙げられたというふうに理解しましたが、それでよろしいのかどうか、もう一度確認させていただきたいのと、賛否、特に不採択というふうな結論でありましたが、少数意見、何かありましたら、それについてお知らせいただければと思います。

2つ目、水道料金の見直しに関する請願書についてであります。こちらは全会一致で不採択とすべきものになったと。ただ、この要旨を見ますと、値下げを求める請願と、実はもう一点、水道料金がなぜ上がったかという説明を求める請願と、2種類の請願内容が含まれているわけでありまして。そういった2つのものが不採択なのか、少なくとも説明をすべきというふうな意見については、ぜひとも採択してほしいという、そういった願いも含めて少なくともという表現が請願者のほうから、あるいは私の紹介議員としての立場からもお願いしたつもりではあります。町のほうから町民に対して説明する必要がないということ、それでいいということでお決めになったのか、その点についてもあわせてお聞きしたいなと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） ただいまの2番議員のご質問ですが、まず県中都市計画に関する請願についてですが、全会一致で不採択されたのかということでございますが、全員の委員の意見が全会一致ということでまとまっております。

また、少数意見は出なかったのかというご質問でしたが、なかなか都市建設課の説明を聞くと、少数意見もなかったというふうな状況であります。

また、水道料金の見直しに関する請願ですが、こちらでもまず全会一致で不採択ということでございます。

また、その請願の内容ですが、値上げに反対の請願と、町が詳細な説明を町民にしてほしいという請願でございましたが、こちらも議会で賛成多数で議決している問題でございますので、こちらも不採択ということで決定をいたしました。

以上、答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再質疑をさせていただきたいと思いますが、後者の請願書、水道料金の見直しに関する請願書についてであります。先ほど町議会が、これ昨年の6月議会で議会が賛成しているわけですね。私個人としては反対しましたが、全てのほかの議員は賛成されました。結果、議決としては賛成したということになっております。

そういった点は理解しておりますが、重ねてお聞きしたいのは、先ほども申し上げましたように、この2つの請願が出ている中において、例えばですが、上がってしまったと、上げることを議会では了解しておりますが、例えば説明に関しては、こういった議論もされなかった、あるいは私としても不十分だと思っておりますし、実際に町民からこういう声が上がってきているという中において、こちらについては議会の判断、改めて議会として、委員会としての判断、今回一括して不採択というわけになったわけですが、この点について、例えばですけれども、一部採択でこの説明については行うべきではないのかとか、そういうふうな意見はなかったのかどうか、もう一度委員長にお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 再質問に対する答弁を求めます。

6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 2番議員のご質問に答弁させていただきます。

水道料金の見直しに関する請願の中で、町の説明を求めるということに関して委員から意見が出なかったのかというご質問ですが、一切出ておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、請願第3号 東京電力福島第二原子力発電所の全機廃炉を求める意見書提出を求

める請願について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

請願第3号 東京電力福島第二原子力発電所の全機廃炉を求める意見書提出を求める請願についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、請願第4号 県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する請願についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） まず、原案に賛成の発言の討論を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私から、原案に賛成、そして委員長の報告に対する反対の討論を述べさせていただきますと思います。

産業厚生常任委員会におきましては、本請願書については不採択とすべきものだというふうな議決がなされたということではありますが、私はこの意見書の提出について、ぜひともお願いしたいということの立場で意見を述べさせていただきますと思います。

請願内容につきましては、今、委員会の中でも私からも説明させていただきましたけれども、この県中都市計画については、これまでここにおられる議員の方は何人も実は質疑したり、一般質問の中でも取り上げていると、すなわち我々議員の中においても、やはりこういった点を問題視している議員が多いというのは現実なわけであります。

また、請願者にもよく話を聞きましたところ、この計画は昭和45年に県が我が町を取り込んだという計画でございまして、その際に当たっても、我が町議会が二分するほどの議論が

なされたという経緯もございます。そういった点も踏まえますと、その時点から大きな是々非々があった議題でありまして、それが今にわたっても、40年以上たっても続いているという問題なのであります。簡単に申し上げますと、この計画があることによって、我が町において住宅が建てられない、あるいはそういった線引きが厳しいためになかなか住宅地化を進めることができない、そしてせっかく我が町、15歳人口が県内一だといって、若い人が多いという町であっても、なかなか定住が促進できないような状況にあると。全てこの都市計画の範疇にあるためにあります。

もちろん、我が町においても国土利用計画、あるいは都市計画マスタープラン等の計画に基づいてやっておりますが、何せこの県中都市計画が上にありますので、そういった点もあると、どうしてもこの県中都市計画の中でやらざるを得ないというのが現状だというのが今までの経緯だと思います。

しかしながら、今回これを県、あるいは県議会に見直しを求めることによって、平成32年には見直しされることになっておりますけれども、果たしてそのときに本当に見直してもらえるのかもわからない。先般の在宅医療に関しても同じですが、予定はあっても、実際にこちらで強く求めていかなければなかなかよくなる、改善しないのが現実であります。

したがって、我が町を挙げてこの意見書を出して、議会を挙げて意見書を出して、見直しをしてもらいたいと思うところであります。

つけ加えるならば、先ほど産業厚生常任委員長の話の中では、町執行の意見を聞いてという話がありましたけれども、我々議会には自主的判断が求められているということは、議員必携の中にも書いてあるとおりであります。

したがって、町執行のお考えのどうこうというのはもちろん参考にはいたしますけれども、それを全てうのみにすることなく、我々議会議員としての個々の判断、そして議会としての判断をすべきものだと思っておりますので、議会議員皆様方の見識ある判断をお願いしたいと改めて強く申し上げ、私からの討論とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に反対の発言を許します。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今回出されました県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する請願に対する反対討論をさせていただきます。

紹介議員の吉田議員にあっては、昨年12月の定例会の発議の中で、「我が町は県中都市計画地域に組み込まれており、その範疇において土地区画整理事業を着実に展開していくのが

急務である」と言っておられました。今回の請願者も、同じ内容で言っておられると思います。

よって、県中都市計画の見直しをすれば、現在行われている鏡石町駅東の土地区画整理事業が滞ってしまうのではないかなと思いますので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本案に対する産業厚生委員長の報告は不採択とすべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

請願第4号 県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する請願の件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請願第5号 水道料金の見直しに関する請願書についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） まず初めに、原案に賛成の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 水道料金の見直しに関する請願書につきましては、産業厚生常任委員会のほうで不採択とされましたので、それに反対する意見、そしてこの請願の賛成、あるいは紹介議員としての立場からの意見を申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、水道料金、昨年6月議会で値上げが決定し、そして10月からの水道料金に実際に反映して20%値上げされておるわけでありますが、そういった中で町民の方々が生活されていると。そういった中において、やはり議会で決められてやることになったという時点でも賛否両論があったわけですが、実際に20%増しの料金を請求される段階を経験してみても、やはり20%アップはつらいなというのが町民の声だと私は思います。ほかの議会議員の皆様方も、町民一人一人、1万2,000人おりますからね、全部みんな聞くわけにはいきませんが、少なくとも10人、20人と聞いていただければ、私は50人の意見を、

今回、この安藤さん、50人の署名をくっつけて今回請願に出しておりますので、今回は個人としてではなく、実は会として請願を出しているわけですよ、これ。請願付託表には個人名で出ていますが、これは誤りでありまして、会として出していると。しかも署名がついてますので、その辺は訂正していただかなければならないところではあるんですが、いずれにしても、今回50名の署名があったと。そして、この会については、今、さらに賛同といえますか、町民の中であなたはどう思いますかということで聞いて歩いていると、賛成なのか反対なのか。そして、それがそれこそどんどんふえてくる可能性もあるわけですよ、ふえない可能性もこれはあるわけですよ、納得すればふえないわけですよ。しかし、納得しないからふえるわけです。

そういった点で、例えばですが、先ほど町議会としては、この水道料金値上げに賛同したと、賛成して実行されたわけでありましたが、今申し上げましたように、先ほど委員長にも何回も質疑をしましたように、この前半、これは2つの請願内容が含まれていますので、私としてみれば両方採択してもらいたいというのが本音でありますけれども、少なくとも一部採択すべきものであったんじゃないのかなと私は思っているところであり、そういった点についてはぜひとも議会議員皆様方のご理解を、そして我々の努力もやはり必要だと、この件について町執行でこういうふうな考えがあったから、こういうふうな流れになったんだということを説明するような努力も必要なんですけど、しかし当事者である町執行から町民に対しての説明を求めるといっても、これは町民としての考えとして当たり前だと思いますので、改めまして強くこの請願の採択をお願いするものであります。

以上、私からの討論とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に反対の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 5番の菊地洋でございます。

ただいまの水道料金の見直しに関する請願書に対する反対討論を述べさせていただきます。

まず、その説明責任ということについて、提出者の吉田孝司議員のほうからありましたけれども、昨年の町政懇談会の中で、執行側としては町長のほうからも、それぞれの行政区の中でまず説明はしているというふうに私は伺っております。その辺について、まだ足りなかったのかどうか分かりませんが、説明はしているということは事実でございます。

そしてまた、近隣町村の水道料金から見ても、過去の経緯からしても、我が町の水道料金はそんなに高いものではないというふうに私は判断をしております。

また、第5次水道計画の中においても、やはり水道料金が20%程度上がらなければ、なかなかこの事業の遂行はできないということを判断いたしまして、私は反対討論とさせていた

だきます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本案に対する産業厚生常任委員長の報告は不採択とするべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

請願第5号 水道料金の見直しに関する請願書の件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第12号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） ご報告いたします。

平成29年6月9日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。陳情審査報告書。

本委員会は、平成29年6月5日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成29年6月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時34分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。教育課、高原教育長、角田課長、積田指導主事、大河原副課長。

付託件名。陳情第12号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書」。

審査結果。陳情第12号は、採択すべきものと決定した。

審査経過。陳情第12号については、担当課、教育課の意見、説明を求め、審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決定した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これより委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本件に対する総務文教常任委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

◎総務文教常任委員長報告（発議第18号及び発議第19号）及び報告
に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、発議第18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出について及び日程第5、発議第19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第18号及び発議第19号の2件を一括議題とすることに決しました。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） ご報告いたします。

平成29年6月9日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。

発議審査報告書。

本委員会は、平成29年6月5日付託された発議を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成29年6月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時34分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。提出者、2番、吉田孝司議員。総務課、柳沼総務課長、橋本主幹兼副課長、吉田副課長、面川副課長。

付託件名。発議第18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出について。発議第19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出について。

審査結果。発議第18号は、可決すべきものと決した。発議第19号は、可決すべきものと決した。

審査経過。発議第18号については、発議提出者及び担当課（総務課）の意見、説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決定した。発議第19号については、発議提出者及び担当課（総務課）の意見、説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決定した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各発議ごとの討論、採決に入ります。

初めに、発議第18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第18号 福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出につい

て、本件に対する総務文教常任委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、発議第19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第19号 福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

◎決議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、決議案第5号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 提案理由の説明をさせていただきます。

平成29年6月9日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、同じく古川文雄。

閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）。

このことについて、鏡石町議会会議規則第115条の規定により、閉会中の調査として実施したく決議されるよう提出いたします。

決議案第5号 閉会中の行政視察調査の実施について。

現代は変動する社会情勢の中であって、住民のニーズは多種多様を極め、幅広い行政運営

が求められている。

議会としても、町民の福祉向上と町政発展のため、各課題への適格な対応や開かれた議会としての活動が強く求められている状況にある。

鏡石町議会議員として、常に研さんに努めながら、それらの任務を遂行することはもちろんのこと、その実現に向けて、適正かつ適格な運用に資するため、次のとおり閉会中の行政等視察調査として、それぞれの先進事例や実態について、調査研究することを決議する。
記。

1、調査先及び調査項目。石川県中能登町、津幡町等。議会の活性化について。議会基本条例の制定、インターネット中継・録画配信。防災拠点整備事業について、導入機能の施設規模。地域包括ケアシステムの取り組みについて。地域ブランド推進事業について、町固有の地域資源を生かした交流事業、ふるさと納税。観光振興事業について。道の駅地域特産物直販。その他。

2、調査期日。平成29年7月4日火曜日から6日木曜日まで。

3、調査派遣費用。議会費支出とする。

平成29年6月9日、鏡石町議会。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

決議案第5号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の実施の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議ありますので、起立によって採決いたします。

本案を決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時14分

開議 午前11時15分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案1件を日程に追加し、日程第9として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案1件を日程に追加し、日程第9として議題とすることに決しました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、意見書案第9号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 提案理由の説明をさせていただきます。

平成29年6月9日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、同じく古川文雄。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第9号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

東日本大震災から6年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり3年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

この事業を通して……

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番（菊地 洋君） 朗読省略の声がありましたので、まとめさせていただきます。

「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は非常に重要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。平成30年度以降も本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を

提出します。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成30年以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成29年6月9日。鏡石町議会。

復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと求めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

意見書案第9号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって……

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 議事進行、いいですよ。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私から、議事進行に関する発言をさせていただきたいと思いますが、確認という意味でございます。

先ほど請願第3号 東京電力福島第二原子力発電所の全機廃炉を求める意見書提出を求める請願については全会一致の採択をいただいたところであります。

また、先ほど私が出させていただきました発議2件に関しても全会一致で採択いただいたところではありますが、いずれにつきましても、意見書を国、関係機関等に出すものでございますので、請願については意見書案を出さなければならないということになります。

そして、私の発議しました内容につきましては意見書がついておりますので、意見書をそのまま出していただければと思っておるんですが、事務的な手続になると思いますが、請願のほうの意見書について、意見書案を出さなくてよいのかどうか、私のほうの出した請願、私が出しました発議の意見書と合一のものとして出すのかどうか、その辺についての判断を仰いでいただきたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時21分

開議 午前11時24分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 2番議員の質問に答弁をさせていただきます。

請願第3号と発議第19号については、内容がほぼ同じということがありまして、ただいまのご質問ですと、請願は意見書を添付しなくていいのかというふうなご質問でございますので、発議第19号は可決された意見書を、また請願第3号については、発議第19号の意見書をもととして意見書を作成し、関係省庁などのほうに送付をさせていたすようにしてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番議員、今の答弁でよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第8回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認、同意を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様におかれましては、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げます。

これから暑さを迎え、体調を崩しやすい時期となりますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第8回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年6月9日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 木 原 秀 男